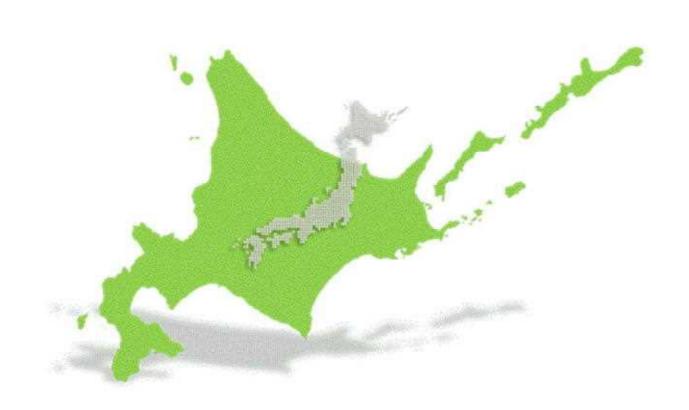
## 令和3年度

# 創業・ベンチャー支援、雇用・人材支援総合ガイドブック



# ~ 3機関の各種支援制度をまとめて紹介 ~

北海道経済産業局 北海道労働局 北海道

2021.5

※新型コロナウイルス感染症に関する経済・雇用に係る支援策は本ガイドブックに掲載しておりませんので、特集項「新型コロナウイルス感染症関連支援策一覧」をご覧ください。

### 目次

### **◆**特集ページ

新型コロナウイルス感染症関連支援策一覧	ページ
新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動に影響を受けている事業者向け支援策について	1

### 〇起業したい

相談・情報提供	ページ
経営課題や新事業展開について相談したい!【(独)中小企業基盤整備機構 北海道本部】	2
地域の課題を解決するビジネスで創業したい!【地域課題解決型企業支援事業】	3
経営課題を相談したい!【(公財)北海道中小企業総合支援センター】	4
経営課題を専門家に相談したい!【北海道よろず支援拠点】	5
ベンチャー企業に投資したい!【エンジェル税制】	6
ビジネス・インキュベータに入居したい!【(独)中小企業基盤整備機構 北海道本部】	7

融資制度		ページ
運転資金や設備資金を借りたい!	【中小企業総合振興資金貸付金】	8, 9

### ○新たな事業に取り組みたい

相談•情報提供	ページ
食の商品開発・マーケティングの相談をしたい!【マーケティングアドバイザー事業】	10
食の新商品をテスト販売したい!(国内・海外)【北海道どさんこプラザテスト販売制度】	11
先端技術等の導入について相談したい!【先端技術の導入支援等による地域企業生産性向上事業】	12

補助金	ページ
新分野・新市場進出等で企業の競争力を高めたい!【中小企業競争力強化促進事業費補助金】	13
海外への販路開拓をしたい!	14
【JAPANブランド育成支援等事業費補助金(JAPANブランド育成支援等事業)】	14
異分野の事業者等と連携して新しいサービスモデルの開発などをしたい!	15
【商業・サービス競争力強化連携支援事業(新連携支援事業)】	10
販路開拓や生産性向上等に取り組みたい!【小規模事業者持続化補助金】〈一般型〉	16
ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス等に取り組みたい!	17
【小規模事業者持続化補助金】〈低感染リスク型ビジネス枠〉	17

### ○経営を改善・強化したい

相談・情報提供	ページ
水産加工関連事業者の生産性向上をしたい!	10
【ワンストップ相談窓口、水産加工関連事業者生産性向上緊急対策事業】	18
事業承継を契機に経営革新等に挑戦をしたい!	19
【令和2年度第3次補正、令和3年度事業承継・引継ぎ補助金】	19
経営を立て直したい!【中小企業再生支援協議会事業】	20
経営を立て直したい!【経営改善計画策定支援事業】	21
経営を立て直したい!【早期経営改善計画策定支援事業(ポストコロナ持続的発展計画事業)】	22
事業を円滑に引き継ぎたい!【北海道事業承継・引継ぎ支援センター】	23

給付金	ページ
事業縮小に伴い労働者を休業、出向させたい!【雇用調整助成金】	24

### ○新たな技術開発に取り組みたい

相談•情報提供	ページ
技術面の困りごとを解決したい!【「北のものづくりネットワーク」について】	25
生産性や品質・コストなどの課題を解決したい!	26
【ものづくり人材技術力強化事業(専門家派遣・成功事例創出)】	20
ものづくりにIoT技術・カイゼン活動を取り入れたい!	27
【ものづくり人材技術力強化事業(先端IoT技術活用促進等)】	21
食関連機械の製品開発に取り組みたい!【食関連ものづくり産業振興事業】	28
食品加工技術の高度化や新製品開発に取り組みたい!	29
【道立地域食品加工技術センター・地方独立行政法人 北海道立総合研究機構】	29
技術相談や試験分析をしたい!【地方独立行政法人 北海道立総合研究機構】	30

共同研究等	ページ
技術相談や共同研究、試験分析をしたい!【道立工業技術センター等の技術支援等】	31

### ○工場や機械など設備投資したい

補助金		ページ	ジ
北海道で事業をしたい!【企業立地を促進する	るための助成措置(北海道産業振興条例)】	32, 3	3

融資制度	ページ
設備を導入したい!【小規模企業者等設備貸与制度】	34

### 〇<u>新たに雇い入れたい</u>

相談•情報提供	ページ
ハローワークに経営、人材確保等の相談をしたい!【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】	35
人材の確保・定着に取り組みたい!【地域戦略産業人材確保支援事業】	36
道外在住の優秀な人材を確保したい!【UIJターン新規就業支援事業(移住支援事業)】	37
ものづくり人材を確保したい!【ものづくり分野等に関わる従業員の人材確保】	38
道外からものづくり人材を確保したい!【ものづくり産業分野人材確保支援事業】	39
プロフェッショナル人材を活用したい!【プロフェッショナル人材センター運営事業】	40

給付金	ページ
東日本大震災の被災者を雇いたい!【特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース)】	41
生活保護受給者等を雇いたい!【特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)】	42
地域に住む求職者を雇いたい!【地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)】	43
正社員採用を前提として試行的に雇用したい!【トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)】	44
季節労働者を通年で雇いたい!【通年雇用助成金】	45
不安定雇用を繰り返している求職者を雇いたい!	46
【特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)】	40

### 〇高齢者を雇用したい

相談•情報提供		ページ
「年齢にかかわりなく働ける企業を目指したい!」	【高年齢者雇用に関する事業主への支援】	47

給付金	ページ
高齢者や障がい者を雇いたい!【特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)】	48
高齢者を雇いたい!【特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)】	49
高齢者の賃金制度を整備したい!【高年齢労働者処遇改善促進助成金】	50
高齢者の定年を引き上げたい!【65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)】	51
高齢者の雇用管理制度を整備したい!	52
【65歳超雇用推進助成金(高年齢者評価制度等雇用管理改善コース)】	JZ
有期契約労働者の高齢者を無期雇用労働者へ転換したい!	53
【65歳超雇用推進助成金(高年齢者無期雇用転換コース)】	55

### ○障がい者を雇用したい

相談•情報提供	ページ
障がい者の雇用・職場定着・職場復帰に取り組みたい!【障がい者雇用支援事業】	54

給付金	ページ
障がい者の雇用環境を整備したい!【障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金】	55
<b>障がい者を雇用したい!</b>	56
【トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)】	50
発達障がい者や難治性疾患患者を新たに雇いたい!	
【特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)】	57

### 〇従業員を育成したい

相談•情報提供	ページ
人材育成に関する研修・セミナーを受けたい!【産業人材育成研修情報提供事業】	58
在職者の職業訓練について相談したい!【在職者職業訓練総合相談窓口】	59
社員の人材育成について相談したい!【人材育成プラン】	60

研修・セミナー	ページ
従業員の人材育成をしたい!【生産性向上支援訓練】	61
社員の専門的知識や技能・技術を向上させたい!【能力開発セミナー(在職者訓練)】	62
従業員の能力向上に取り組みたい!【能力開発セミナー(在職者訓練)】	63
企業の課題やニーズを踏まえた研修を受けたい!【中小企業大学旭川校の研修制度】	64, 65

給付金	ページ
労働者のキャリア形成を進めたい!【人材開発支援助成金】	66
非正規雇用労働者をキャリアアップさせたい!【キャリアアップ助成金】	67, 68, 69, 70

### ○就業環境の改善と従業員の定着を図りたい

MATTER OF THE PROPERTY OF THE	
相談•情報提供	ページ
働き方改革を進めたい	71
北海道働き方改革推進支援センター【中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業】	/ 1
人材確保や職場定着について相談したい!【ジョブカフェ北海道】	72
働き方改革やテレワークの導入について相談したい!【働き方改革関連特別相談窓口の設置】	73

給付金	ページ
従業員の賃金を引き上げたい!【業務改善助成金】	74
雇用管理制度等を整備して職場定着に取り組みたい!【人材確保等支援助成金】	75
職業生活と家庭生活の両立支援や女性活躍に取り組みたい!【両立支援等助成金】	76, 77
労働時間等の改善により働き方改革に取り組みたい!【働き方改革推進支援助成金】	78

補助金	ページ
テレワークを導入したい!【テレワーク環境整備事業費補助金】	79

### 新型コロナウイルス感染症関連支援策一覧

新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動に影響を受けている事業者向けの支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済に与える影響の緩和に向けた様々な支援策が講じられております。詳細につきましては各機関のホームページにて確認願います。

### 経済産業省

■ 新型コロナウイルス感染症関連

新型コロナウイルス感染症による企業への影響を 緩和し、企業を支援するための施策を案内



https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html

■ 支援策パンフレット

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者 の皆様へ





https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf

### 北海道労働局

■ 各種助成金制度

新型コロナウイルス感染症に関連する制度等を 案内



https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaidoroudoukyoku/hourei\_seido\_tetsuzuki/joseikin.html

■ 新型コロナウイルス感染症への各種支援策等 生活を支えるための各種支援策や窓口を案内





https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf

### 北海道

■ 新北海道スタイル

新北海道スタイルや北海道コロナ通知システムについて案内 **ロムで現**り回



http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm

■ 支援策ガイドブック

新型コロナウイルス感染症に 関連する事業者向け支援策を案内











1/4

2/4

3/4

4/4

(参考)お役立ち情報: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/page.jsp?id=1289100

### **JEED**

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

■ 新型コロナウイルス感染症関連情報

新型コロナウイルス感染症に関連する特例措置等 を案内



https://www.jeed.go.jp/general/q2k4vk000004510i.html

※ 詳しくは各機関のホームページにてご確認ください

### 経営課題や新事業展開について相談したい!

#### (独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部

経営者の様々な課題や悩みに応じた多様な支援メニューで、中小企業の成長を応援します。

### 経営相談

経営に関するご相談に、各分野の経験豊富な専門家がご希望の方法でお応えします。(無料・回数制限なし)

①窓口相談(対面相談/オンライン相談)

常設の相談窓口を設置しており、専門家アドバイスを無料でご利用いただけます。(予約制) 受付TEL 011-210-7471 月~金 13:00~17:00 1回あたり1時間程度

②メール経営相談(電子メール相談)

24時間、いつでも、どこからでも専用のWebフォームに相談内容を入力・送信いただけます。

相談受付日の翌日から、原則3営業日以内にメールで回答いたします。

専用WebフォームURL:https://www.smrj.go.jp/contact/keieisoudan\_1st/index.php

③AIを活用した自動応答(AIチャットボット)による相談

#### 【経営全般に関する相談】

A I チャットボットと、専門家(中小企業診断士)とのチャットを組み合わせた、オンラインの経営相談サービス「E-SODAN (<a href="https://bizsapo.smrj.go.jp/">https://bizsapo.smrj.go.jp/</a>)」により24時間365日、無料で相談対応 ※専門家とのチャットサービスは、平日10:00~17:00に相談対応(こちらも無料)

### 専門家の派遣など

マーケティング企画の見直し、業務のシステム化など特定の経営課題から、全社的・グループ経営の視点による経営戦略再構築のような高度なテーマ、また広域展開、グローバル化など、中小企業の方々が抱える様々な経営課題の解決に向けて、多様な支援テーマを提案、最適な専門家を派遣して、課題解決のサポートを実施します。

### ①専門家継続派遣事業

経営・技術・財務・法律などの専門家を一定期間継続して派遣し、中小企業の課題解決への取り組みに対して適切なアドバイスを行い、目標の達成を支援します。支援期間は数か月~10か月程度(20回程度)、費用は専門家一人当たり17,500円/日(税込)

#### ②戦略的CIO育成支援事業

ITを活用した課題解決やIT導入の検討、実際のIT導入・運用などに対してアドバイスを行い、企業内のIT人材(CIO)候補者の育成を支援します。

長期型(CIO-A型)、短期型(CIO-B型)の支援をご用意し、企業のIT導入段階に応じて対応します。

支援期間は長期型は数か月~10か月程度(20回程度)、短期型は4か月程度(8回程度)、費用は共通で専門家一人当たり17,500円/日(税込)

#### ③経営実務支援事業

経営・技術・マーケティング等の実務的な課題解決に向けて、大手企業等での実務経験豊富なアドバイザーを派遣し、特定の課題解決に必要な実務的な知識・ノウハウ面でアドバイスを行います。派遣期間は5か月以内、最大10回以内、費用は専門家一人当たり8,400円/日(税込)

#### ④ 販路開拓コーディネート事業

首都圏・近畿圏へのテストマーケティングにより、新市場開拓の土台構築をサポートし、販路開拓力の向上をサポートします。想定市場(首都圏・近畿圏)の企業への訪問・ヒアリングによるテストマーケティングを行う前段の支援として、マーケティング企画(商品の特徴・コンセプト・提案用途の明確化、市場の絞込み、プレゼンテーション資料作成等)をサポートします。支援期間は4か月程度(8回程度)、費用は8,400円/日(税込)

※なお、本事業は、取引先の斡旋や販売先の紹介を行うものではありませんのでご了承ください。

#### ⑤ I T 経営簡易診断

専門家との3回の面談を通して経営課題・業務課題を全体最適の視点から整理、見える化し、IT活用可能性をを無料で提案します。

### 地域の課題を解決するビジネスで創業したい!

#### 地域課題解決型起業支援事業

地域課題の解決を目的として新たに起業する方に対して、起業に必要な経費の一部を補助するほか、事業立ち上げ等に関する伴走支援を行います。

### 補助の内容

### 起業支援金

対象事業:地域課題の解決に資する社会的事業

※社会的事業の例

地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援業、社会福祉関連、買物弱者支援など

補助率: 1/2

補助額:最大200万円

### 伴走支援

採択者に対し、事業の実現と経営に必要なノウハウ習得のための伴走支援を実施します。

#### 補助対象者

事業を営んでいない個人であって、公募開始日から執行機関が定める補助事業の実施期間完了日までに個人 開業又は、中小企業者である株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合若しくは特定非営利活動法 人の設立を行う者

### その他

#### 申請について

起業支援金の申請については、本事業の執行機関に対して行います。

#### 公募時期について

本事業の執行機関が別途公表します。

#### 採択について

申請された事業計画を審査し、採択者を決定いたします。

※執行機関及び詳細が決まりましたら、道の下記のホームページに情報を掲載いたします。(4月上旬頃を予定)URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/index.htm</a>

北海道経済部 地域経済局 中小企業課 小規模企業係 TEL 011-204-5331

### 経営課題を相談したい!

### (公財) 北海道中小企業総合支援センター

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、専門スタッフが創業から事業化、経営革新まで、様々な経営課題に応えるためのワンストップサービスを行っています!

### 支援内容、対象となる方

創業者や中小企業者等の様々な相談に応じるため、相談窓口を開設しています。

区分	相談内容	開設日	相談料
経営相談窓口	中小企業診断士等のスタッフが、創業や経営、事業承継に関する 様々な相談に応えるほか、相談内容により、各種支援制度について 適切なアドバイスをします。	月~金曜日 9:00~17:30	無料
インターネット経営相談	インターネットにより企業経営に関する相談を随時受け付けています。(夜間及び土・日、祝日は翌営業日以降の対応となります。)	随時	無料
北海道よろず支援拠点	チーフコーディネーター及び各専門分野のスタッフが、創業や販路拡大、経営改善等に関する様々な相談に応じ、課題解決に向けて継続した支援を行います。	札幌本部 月~金曜日 9:00~17:30 地域拠点 毎週火曜日 9:00~17:30	無料
取引に関する相談 「下請けかけこみ寺」	下請かけこみ寺相談員が、取引上の悩みや裁判外紛争解決手続 (ADR)による調停手続きに関する相談等に対応します。	毎週火~金曜日 9:00~17:30	無料
特許に関する相談	「INPIT北海道知財総合支援窓口」((一社)北海道発明協会)の窓口支援担当者が特許の取得、研究機関・大学等が所有する特許の利用・移転等に関する相談に対応します。	毎週月、火曜日 ※火曜は要予約 13:00~16:00	無料
金融に関する相談	北海道信用保証協会の職員が、金融に関する相談に対応します。	毎月第1木曜日 10:00~16:00	無料
会社法等に関する相談	司法書士会所属の司法書士が、会社法等に関する相談、会社登記・契約書の作成等に関する相談に対応します。	毎月第2木曜日 13:00~16:00	無料
プッシュ型事業承継 支援強化事業	事業承継コーディネーターをはじめとする専任スタッフが、事業承継に関する課題や計画策定、事業承継時の経営者保証解除に向けた相談に応じます。	月~金曜日 9:00~17:30	無料

#### 専門家派遣事業

中小企業者等が抱える様々な経営課題に対し、当センターの「人材情報データベース」に登録された主に道 内の経験豊富な専門家を派遣し、その解決を図る指導助言を行います。年間3回まで無料で派遣します。

申込方法	・センター本部・支部へ事前に相談の上、専門家派遣要請書を提出していただきます。
	①業務の効率化に向けた社内ネットワーク構築の指導・助言
支援事例	②ターゲットの絞り込みと集客力向上に向けた宿泊業の事業戦略の指導・助言
	③専門家・試験研究機関との連携による理美容機器開発の技術指導・助言
費用負担	・派遣に要する費用は無料

#### ご利用方法

- ・助言の内容や日程などの関係により希望に添えない場合がありますので、まずは下記まで、お気軽にお問い合わせください。
- ・また、(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、**上記の相談・アドバイスのほか各種支援事業、情報提供**を行っています。

(公財)北海道中小企業総合支援センター Tel 011-232-2001(代表)

道南支部: Tel 0138-82-9089 十勝支部: Tel 0155-67-4515 釧根支部: Tel 0154-64-5563 道北支部: Tel 0166-68-2750

日胆支部: 161 0143-47-6410 オホーツク支部: 161 0157-31-1123

### 経営課題を専門家に相談したい

#### 北海道よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題の解決に向けたサポートを無料で行います。

中小企業診断士や税理士、弁護士など豊富な支援実績を有する専門人材を配置のうえ、創業から売上拡大、経営改善、海外展開などに至るまで、幅広い分野に関するきめ細やかな支援を行っています。

(URL: https://yorozu.hokkaido.jp/)

### 対象となる事業者

中小企業・小規模事業者 等

### 相談可能な専門家

中小企業診断士、税理士、弁護士、社会保険労務士、ITコーディネータ、その他実務経験豊富なコンサルタント(野菜ソムリエ上級プロ、新商品開発、営業、デザインなど)

### 相談窓口所在地

〇札幌本部 (平日 9:00~17:30)

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル9階 (公財) 北海道中小企業総合支援センター内 TEL 011-232-2407 E-mail soudan@hsc.or.jp

〇地域拠点(毎週火曜日 9:00~17:30)

・道北支部 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内 TEL 0166-68-2750

・日胆支部 室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内 TEL 0143-47-6410

・道南支部 函館市桔梗町379番地 北海道立工業技術センター内 TEL 0138-82-9089

・オホーツク支部 北見市北3条東1丁目2番地 北見商工会議所内 TEL 0157-31-1123

・釧根支部 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内 TEL 0154-64-5563

• 十勝支部 帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内 TEL 0155-67-4515

※相談窓口にお越しになれない場合、オンライン相談も可能です。お気軽にご連絡下さい。

### ベンチャー企業に投資したい!

#### エンジェル税制

ベンチャー企業投資促進税制(エンジェル税制)の利用などの相談について受け付けます!

### エンジェル税制とは

特定の要件ベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して、所得税減税を行う制度です。

### ベンチャー企業へ投資した年に受けられる所得税減税

以下のAとBの優遇措置のいずれかを選択できます。

- ・優遇措置A: (ベンチャー企業への投資額-2,000円) を、その年の総所得金額から控除 ※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方。
- ・優遇措置B:ベンチャー企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除 ※控除対象となる投資額の上限なし。

### 未上場ベンチャー企業株式を売却した年に受けられる所得税減税(売掛損失が発生した場合)

未上場ベンチャー企業株式の売却による生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)ができます。

北海道経済部 地域経済局 中小企業課 小規模企業係 Tel 011-204-5331

URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/angel\_zeisei.htm

### ビジネス・インキュベータに入居したい!

#### (独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部

大学からビジネスが生まれる!新たな技術・アイディアをカタチに。

### 支援内容

北大ビジネス・スプリング(北海道大学連携型起業家育成施設)では、新たな事業の創出・育成を目的に、 北海道大学等との連携のもと、中小機構、北海道、札幌市、地元経済界等が一体となり、地域の大学・研究 機関等が有する知的資源等を有効に活用しながら、起業をはじめ、実用化、マーケティング、販路拡大等あ らゆる局面において、入居者のビジネス展開を強力にサポートします。

### 具体的な支援内容

#### ◆入居対象者

大学等の研究成果の活用または大学との連携により新たな事業展開を図ろうとする個人、中小企業等

#### ◆充実した施設

居室は「研究室(ウエットラボ)仕様」、2タイプ(25㎡・50㎡)の全31室。24時間365日利用可能。施設内には、共用会議室や商談室、リフレッシュコーナー等も完備(無料)。 このほか、駐車場や少量危険物貯蔵倉庫も有り(有料、利用要件あり)。

### ◆賃料及び入居期間

賃料は、3,000円/㎡・月(共益費込・消費税別)。地元自治体(北海道及び札幌市)による賃料補助制度有り。 (最大で1,300円/㎡・月の補助を受けることが出来ます。(一定要件あり。なお、居室の使用形態や入居年数により補助金額が異なります))。

入居期間は、最大5年間(審査により再契約も可能)。

◆専門の「インキュベーション・マネージャー」(IM)による支援 施設には、入居者が直面する様々な課題に対して適切なアドバイス等を行う「インキュベーション・マネージャー」 (IM)が複数名常駐しており、入居者とともに、課題を解決していきます。









(独)中小企業基盤整備機構 北海道本部 北大ビジネス・スプリング I M室 所在地: 札幌市北区北21条西12丁目2(北海道大学 北キャンパス内)

Tel: 011-728-8686

URL : https://www.smrj.go.jp/incubation/ho-bis/index.html

### 運転資金や設備資金を借りたい!

### 中小企業総合振興資金貸付金

下記の融資対象となる方に運転資金や設備資金の融資を行います!

### ご利用方法

- ・資金の借入を希望する方は、地元の商工会議所又は商工会に "融資あっせん"の申し込みをしてください。 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。
  - ※(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。
- ・詳細につきましては、お問い合わせのうえご確認ください。
- URL : http://www.pref.hokkaido.lg.ip/kz/csk/knv/vuushi/index.htm

			ido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm
資金名		貸付区分	融資対象
	創業貸付		①事業を営んでいない個人であって、1か月(6か月※)以内に新たに事業を開始するあるいは2か月(6か月※)以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの※()内は、認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する場合 ②中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ③事業を営んでない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの
	ステ	ップアップ貸付	事業拡張による事業規模の拡大や情報化への取組み、設備の近代化による経営効率化や人手不足対策などを図ろうとする計画(ステップアップ計画)を推進しようとする中小企業者等
		政策サポート	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等 対象分野~「食」「国際」「環境・エネルギー」「ものづくり」「商業」及び「事業活性化(経営革新、雇用、 生産性、表彰)」
ライフステージ 対応資金		観光·企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備を行うもの ②道内において工場、事業所等の施設の新増設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者 (対象業種:製造業、自然科学研究所(成長産業分野に関連する業種に限る。)、高度物流関連事業(成長 産業分野に関連する業種に限る。)、データセンター、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、コールセ ンター事業、植物工場、新エネルギー関連産業 (供給業・製造業))
	事業承継貸付 審業承継貸付 経営力強化貸付		①現に事業を営んでいる中小企業者等で事業承継を行うもの又は事業継続が困難になった事業者等から事業を引き継ぐ中小企業者等 ②信用保証協会の「事業承継特別保証」の対象となる中小企業者等 (事業承継を行う予定又は行った中小企業者等で、同保証対象者として規定される財務要件等を満たすもの)
			信用保証協会の「経営力強化保証」の対象となる中小企業者等 (取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、自ら経営改善計画の策定並びに計画の 実行及び進捗の報告を行う中小企業者等)
	企業体質強化貸付		①【資本性ローン協調】株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援 資本強化貸付(新型コロナ対策資本性劣後ローン)の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受ける ため、信用保証協会の経営改善サポート保証を利用する中小企業者等 ②信用保証協会の「事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)」の対象となる中小企業者等 (①を除く)
	経営環境変化対応貸付		経済環境の変化により、一時的に売上又は利益の減少等業況悪化を来している中小企業者等
		原料等高騰	①原料等高騰の影響により売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギー施設等を導入するもの
		認定企業(伴走支援型)	信用保証協会の「伴走支援型特別保証」の対象となる中小企業者等(中小企業信用保険法第2条第5項4号及び第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」又は第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの市町村の認定を受け、かつ経営行動計画書を策定したもの)
経済環境変化 対応資金		認定企業(従来型)	①中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの市町村長の認定を受けたもの ②中小企業信用保険法第2条第5項の規定に準じるものとして道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
		災害復旧	①災害の影響により、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの市町村長の認定を受けたもの②地震、大火、風水害又は冷害等により被害を受けた中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	防災	災•減災貸付	①事業継続計画(BCP)を策定し、災害等にあらかじめ備える取組を行う中小企業者等 ②中小企業等経営強化法に基づく国の認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係 る防災に資する施設等の整備を行う中小企業者等
		耐震改修対策	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に 確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物(要緊急安全確認大規模建築物)」を所有する
		一般貸付	中小企業者等
40 VA 377 VA V	小規	見模企業貸付 「	小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の中小企業者等)
一般経営資金		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証」の対象となる小規模企業者 (小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が 2,000万円未満であるもの)

関連用機   機関無関   機関   機関   機関   機関   機関   機関	1.1% 1.3% 1.5% 1.7% 1.3% 1.5% 1.7% 1.9% 1.1% 1.3% 1.5%	( <b>年率)</b> 変動金利  1.1% (3年超に限る)  1.3% (3年超に限る)	<b>信用保証</b> 必須
割業貸付   事業資金   3,500万円以内   10年以内   7年以内	1.1% 1.3% 1.5% 1.7% 1.3% 1.5% 1.7% 1.9% 1.1% 1.3% 1.5%	1.1% (3年超に限る) 1.3%	
創業貸付   事業資金   3,500万円以内   10年以内   7年以内	1.3% 1.5% 1.7% 1.3% 1.5% 1.7% 1.9% 1.1% 1.3% 1.5%	(3年超に限る)	必須
別末貞刊   事業資金   3,300/万円以内   (うち据置2年以内)   7年以内   10年以内   7年以内	1.5% 1.7% 1.3% 1.5% 1.7% 1.9% 1.1% 1.3% 1.5%	(3年超に限る)	必須
(うら据画2年以内)	1.7% 1.3% 1.5% 1.7% 1.9% 1.1% 1.3% 1.5%	1.3%	22
3年以内   5年以内   5年以内   5年以内   5年以内   7年以内	1.3% 1.5% 1.7% 1.9% 1.1% 1.3% 1.5%		
本学資金   1億円以内   10年以内   5年以内   7年以内   7年以口内   7年以口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口	1.5% 1.7% 1.9% 1.1% 1.3% 1.5%		
# 業資金   1億円以内   10年以内   7年以内   10年以内   2億円以内   2億円以内   2億円以内   21億円以内   10年以内   10年	1.7% 1.9% 1.1% 1.3% 1.5%		
10年以内	1.9% 1.1% 1.3% 1.5%	(3年超に限る)	
政策サポート 事業資金   1億円以内   3年以内   5年以内   5年以内   7年以内   1億円以内   3年以内   7年以内   10年以内   20年以内	1.1% 1.3% 1.5%		
政策サポート         事業資金         1億円以内         5年以内 7年以内 7年以内 7年以内 10年以内 10年以内 10年以内 10年以内 10年以内 20年以内	1.3% 1.5%		
製売サポート   事業資金   1億円以内   10年以内   10年以内   10年以内   10年以内   20年以内   2億円以内   2億円以内   20年以内   20	1.5%		
1 (年以内			
銀光・企業立地   事業資金   2億円以内   20年以内   2			任意
# 第 2 位	1.7%	1.1%	
(企業立地 は設備資金のみ) 2億円以内 20年以内 7年以内 7年以内 7年以内 7年以内 20年以内 (うち据置2年以内) 3年以内 7年以内 (うち据置2年以内) 3年以内 7年以内 (うち据置1年以内) 7年以内 (うち据置1年以内) 10年以内 (うち据置2年以内) 7年以内 (うち据置2年以内) 7年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置5年以内) 10年以内 (うち据置5年以内) 10年以内 (うち据置3年以内) 10年以内 (うち据置3年以内) 3年以内 (うち居置2年以内) 3年以内 (うち居置2年以内) 3年以内 (うち居置2年以内) 3年以内 (うち居置3年以内) 3年以内 (うち居置2年以内) 3年以内 (うち居置1年以内) 3年以内 (うち居置1年以内) 3年以内 (うち居置1年以内) 3年以内 (うち居置1年以内) 7年以内 (うち居置1年以内) 5年以内 (うち居世内 5年以内 (うち居世内 5年以内 5年以内 5年以内 5年以内 5年以内 5年以内 5年以内 5年以	1 104	(3年超に限る)	
観光・企業立地   は設備資金のみ   2億円以内   企業立地:15年以内 (20年以内 (20年) (2		(9十四に戻る)	
金のみ) 2億円以内 (うち据置2年以内) 20年以内 (うち据置2年以内) 3年以内 3年以内 5年以内 5年以内 5年以内 7年以内 10年以内 7年以内 10年以内 10年以内 10年以内 10年以内 10年以内 20年以内			
第業承継貸付 事業資金   1億円以内   10年以内   5年以内   5年以内   7年以内   10年以内	I		
事業承継貸付       事業資金       1億円以内       10年以内 (うち据置1年以内)       5年以内 7年以内 10年以内 20年以内 (うち据置1年以内)       5年以内 5年以内 10年以内 (うち据置1年以内)         企業体質強化貸付       事業資金       ①4億円以内 ②1億円以内 ②1億円以内       15年以内 (うち据置5年以内)       金融         経営環境変化 対応貸付       事業資金       5,000万円以内 (うち据置2年以内)       3年以内 5年以内 7年以内 7年以内 10年以内 (うち据置2年以内)         原料等高騰 認定企業 (伴走支援型)       事業資金       4,000万円以内 (2億円の内数)       10年以内 (うち据置2年以内)       5年以内 10年以内 (うち据置3年以内)         認定企業 (従来型)       事業資金       2億円以内 (うち据置3年以内)       5年以内 10年以内 (うち据置2年以内)         災害復旧       事業資金 8,000万円以内 20備資金 8,000万円以内 7年以内 7年以内 7年以内 7年以内 7年以内 7年以内 7年以内 7年	1.790		
事業有金         「息円以内         (うち据置1年以内)         7年以内 10年以内 (うち据置1年以内)         5年以内 10年以内 (うち据置2年以内)         3年以内 7年以内 10年以内 10年以内 10年以内 10年以内 10年以内 (うち据置2年以内)         5年以内 10年以内 10年以内 10年以内 10年以内 10年以内 (うち据置3年以内)         5年以内 10年以内 10年以内 10年以内 10年以内 10年以内 (うち据置3年以内)         5年以内 10年以内 10年	1.1%		① 任意
205括直1年以内	1.3%	1.1%	
経営力強化貸付   事業資金   1億円以内   21億円以内   210年以内   2	1.5%	(3年超に限る)	② 必須
経営力強化貸付     事業資金     1億円以内     設備資金 7年以内 借換資金 10年以内 (うち据置1年以内)     5年以内 10年以内 (うち据置1年以内)       企業体質強化貸付     事業資金     ①4億円以内 (うち据置5年以内)     金融 3年以内 5年以内 5年以内 5年以内 7年以内 7年以内 7年以内 7年以内 10年以内 (うち据置2年以内)       経営環境変化 対応貸付     事業資金     1億円以内 (うち据置2年以内)     5年以内 7年以内 10年以内 (うち据置2年以内)       原料等高騰 事業資金 (伴走支援型)     10年以内 (うち据置2年以内)     10年以内 (うち据置5年以内)       認定企業 (伴走支援型)     事業資金     2億円以内 (うち据置3年以内)     5年以内 10年以内 (うち据置3年以内)       災害復旧 事業資金 (5,000万円以内 設備資金 8,000万円以内 設備資金 8,000万円以内 (うち据置1年以内)     3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 (うち据置1年以内) 7年以内 10年以内 (うち据置1年以内)	1.7%		② 必須
# 注			
企業体質強化貸付 事業資金 ①4億円以内 (うち据置1年以内) (うち据置1年以内) 金融 ②1億円以内 (うち据置5年以内) 金融 3年以内 (うち据置2年以内) 5年以内 7年以内 7年以内 7年以内 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置5年以内) 10年以内 (うち据置5年以内) 2億円の内数 (うち据置5年以内) 5年以内 (うち据置5年以内) 5年以内 (うち据置3年以内) 5年以内 (うち据置3年以内) 5年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置2年以内) 3年以内 (うち据置1年以内) 5年以内 7年以内 10年以内 (うち据置1年以内) 5年以内 5年以内 7年以内 10年以内 (うち居置1年以内) 5年以内 5年以内 10年以内 (うち居置1年以内) 5年以内 5年以内 10年以内 (うち居置1年以内) 5年以内 10年以内 (うち居置1年以内) 5年以内 10年以内	1.0%	1.0%	
企業体質強化貸付         事業資金         ①4億円以内         15年以内         金融           経営環境変化 対応貸付         事業資金         5,000万円以内         10年以内 (うち据置2年以内)         3年以内 5年以内 7年以内 7年以内 10年以内 (うち据置2年以内)         10年以内 10年以内 (うち据置2年以内)         10年以内 10年以内 (うち据置3年以内)         5年以内 10年以内 (うち据置3年以内)         5年以内 10年以内 (うち据置2年以内)         5年以内 10年以内 10年以内 (うち据置2年以内)         5年以内 10年以内 10年以内 3年以内 7年以内 7年以内 7年以内 7年以内 7年以内 7年以内 7年以内 7	1.2%	(3年超に限る)	>/ Z
<ul> <li>企業体質強化質付 事業資金 ②1億円以内 (うち据置5年以内)</li> <li>経営環境変化 対応貸付 事業資金 5,000万円以内 (うち据置2年以内)</li> <li>原料等高騰 事業資金 1億円以内 (うち据置2年以内)</li> <li>認定企業 (伴走支援型) 事業資金 (2億円の内数) (うち据置2年以内)</li> <li>認定企業 (伴走支援型) 事業資金 2億円以内 (うち据置5年以内)</li> <li>認定企業 (従来型) 事業資金 2億円以内 (うち据置5年以内)</li> <li>び害復旧 事業資金 5,000万円以内 (うち据置3年以内)</li> <li>び害復旧 事業資金 5,000万円以内 (うち据置3年以内)</li> <li>び害復旧 事業資金 1億円以内 (うち据置3年以内)</li> <li>びき据置2年以内)</li> <li>3年以内 (うち据置2年以内)</li> <li>3年以内 (うち据置1年以内)</li> <li>3年以内 (うち据置1年以内)</li> <li>3年以内 (うち据置1年以内)</li> <li>3年以内 (うち据置1年以内)</li> </ul>			必須
経営環境変化 対応貸付 事業資金 5,000万円以内 10年以内 5年以内 7年以内 7年以内 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置5年以内) 10年以内 (うち据置5年以内) 10年以内 (うち据置5年以内) 2億円以内 (うち据置5年以内) 10年以内 (うち据置3年以内) 5年以内 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置2年以内) 3年以内 (うち据置1年以内) 3年以内 (うち据置1年以内) 3年以内 (うち据置1年以内) 10年以内 (うち据置1年以内) 5年以内 (うち据置1年以内) 5年以内 (うち居置1年以内) 5年以内 (うち居置1年以内) 5年以内 (うち居置1年以内) 5年以内 (うち居置1年以内) 5年以内 (うち居置1年以内) 5年以内 (うち居置1年以内) 10年以内 (うち居置1年) 10年以内 (う居置1年) 10年以内 (日本1年)	+86 日日 三二	中の利益	
経営環境変化 対応貸付 事業資金 5,000万円以内 (うち据置2年以内) 5年以内 7年以内 7年以内 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置2年以内) 2億円の内数 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置5年以内) 2億円の内数 (うち据置5年以内) 5年以内 (うち据置3年以内) 5年以内 (うち据置3年以内) 3年以内 (うち据置2年以内) 3年以内 (うち据置1年以内) 5年以内 (うち据置1年以内) 3年以内 (うち据置1年以内) 7年以内 (うち据置1年以内) 5年以内 (うち据置1年以内) 5年以内 (うち据置1年以内) 5年以内 (うち居置1年以内) 5年以内 (うち居置1年) 4年以内 (うち居置1年)	俄渕州	定の利率	
対応貸付 事業資金 1億円以内 (うち据置2年以内) 7年以内 10年以内 10年以内 (うち据置2年以内) 7年以内 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置2年以内) 10年以内 (うち据置5年以内) 2億円の内数 (うち据置5年以内) 5年以内 (うち据置3年以内) 5年以内 (うち据置3年以内) 5年以内 (うち据置2年以内) 5年以内 (うち据置2年以内) 3年以内 (うち据置1年以内) 5年以内 (うち据置1年以内) 5年以内 7年以内 (うち据置1年以内) 5年以内 7年以内 10年以内 (うち据置1年以内) 5年以内 7年以内 10年以内 (うち居置1年以内) 5年以内 7年以内 10年以内 (うち居置1年以内) 5年以内 7年以内 10年以内 10年	1.1%		
7年以内	1.3%	1.1%	
原料等高騰     事業資金     1億円以内     10年以内(うち据置2年以内)       認定企業(伴走支援型)     事業資金     4,000万円以内(2億円の内数)     10年以内(うち据置5年以内)       認定企業(従来型)     事業資金     2億円以内(うち据置3年以内)     5年以内(うち据置3年以内)       災害復旧     事業資金     5,000万円以内設備資金(うち据置2年以内)     10年以内(うち据置2年以内)       防災・減災貸付     事業資金     1億円以内(うち据置1年以内)     3年以内(5年以内)       7年以内(うち据置1年以内)     3年以内(5年以内)       3年以内(5年以内)     3年以内       3年以内     3年以内       3年以内     3年以内       3日本       3年以内	1.5%	(3年超に限る)	ル <del>立</del>
原科等高騰   事業資金   1億円以内   (うち据置2年以内)   10年以内   (代走支援型)   事業資金   2億円の内数)   (うち据置5年以内)   5年以内   10年以内   (うち据置3年以内)   5年以内   10年以内   (うち据置3年以内)   10年以内   (うち据置2年以内)   10年以内   (うち据置2年以内)   3年以内   (うち据置1年以内)   3年以内   (うち据置1年以内)   3年以内   (うち据置1年以内)   3年以内   (うち据置1年以内)   10年以内   (うち据置1年以内)   10年以内   (うち居置1年以内)   10年以内   (うち居置1年以内)   10年以内   (うち居置1年以内)   (うち居置1年知代1年以内)   (うち居置1年知代1年知代1年知代1年知代1年知代1年知代1年知代1年知代1年知代1年知代	1.7%		任意
認定企業 (伴走支援型)			
(伴走支援型)       事業資金       (2億円の内数)       (うち据置5年以内)         認定企業 (従来型)       事業資金       2億円以内       10年以内 (うち据置3年以内)         災害復旧       事業資金       5,000万円以内 設備資金 8,000万円以内       10年以内 (うち据置2年以内)         防災・減災貸付       事業資金       1億円以内       3年以内 7年以内 10年以内 3年以内 10年以内         3年以内 5年以内 7年以内 10年以内       3年以内 5年以内 10年以内			
(存定支援型)   (2億円の内数) (うち括直5年以内)   (5年以内)   (5年			
(従来型)     事業資金     2億円以内     (うち据置3年以内)     10年以内       災害復旧     事業資金     5,000万円以内 設備資金 8,000万円以内     10年以内 (うち据置2年以内)     3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 3年以内 10年以内 7年以内 10年以内 10			
災害復旧     事業資金     「35据直3年以内」       災害復旧     事業資金       5,000万円以内 設備資金 8,000万円以内     10年以内 (うち据置2年以内)       防災・減災貸付     事業資金       1億円以内     10年以内 (うち据置1年以内)       7年以内 10年以内 3年以内 10年以内 5年以内 5年以内 5年以内 5年以内 10年以内	1.0%	1.0%	
災害復旧     事業資金     5,000万円以内 設備資金 8,000万円以内     10年以内 (うち据置2年以内)       防災・減災貸付     事業資金     1億円以内 (うち据置1年以内)     3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 3年以内 10年以内	1.2%	(3年超に限る)	心石
次音復旧		必須	
設備資金   8,000万円以内   3年以内   5年以内   5年以内   7年以内   10年以内   10年以内   3年以内   10年以内   3年以内   3年以内   10年以内   10年以内			
防災・減災貸付 事業資金 1億円以内 10年以内 5年以内 7年以内 10年以内 3年以内 7年以内 10年以内 3年以内 10年以内 10年以内 10年以内 10年以内 10年以内 3年以内 3年以内 20年以内 5年以内			
防災・減災貸付 事業資金 1億円以内 10年以内 7年以内 7年以内 10年以内 3年以内 10年以内			
「「原内以内 (うち据置1年以内)   7年以内 (10年以内)   7年以内 (10年以内)   3年以内 (10年以内)   3年以内 (10年以内)   5年以内 (10年以内)   10年以内 (10年以内) (10年以内)   10年以内 (10年以内) (10年以内)   10年以内 (10年以内) (10年的中) (10年的	1.1%		
「		1.1%	
3年以内	1.5%	(3年超に限る)	
3年以内	1.7%		/r 立
20年以内			任意
		1.0%	
耐震改修対策   設備資金   16億円以内   20年次下3   7年以内	I	(3年超に限る)	
20年以内			
3年以内			
8,000万円以内 10年以内 5年以内		1.5%	1 +
一般負付  事業負金  協同組合   (うち 昇置 1年 以内)   7年 以内	I	(3年超に限る)	任意
2億円以内 (フラニュー・ストラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
小相模企業貸付 事業資金 5,000万円以内 调転资金,7年以内			
2,000万円以内 シ供答会:10年以内 3年以内			
		1.3%	必須
「「「「」」   手来真面   証故今の保証は   ※1短期(1年以内)の利田司   / 年以内	1.5%		2.7%
	1.5% 1.7%	(3年超に限る)	I.

※1 融資期間については、「小規模企業貸付」を除き、1年を超えた長期資金とする

問い合わせ先:北海道経済部地域経済局中小企業課 金融係 🗈 011-204-5346

各総合振興局·振興局商工労働観光課、小樽商工労働事務所

### 食の商品開発・マーケティングの相談をしたい!

### マーケティングアドバイザー事業

「北海道どさんこプラザ」における販路拡大支援事業の一環として、首都圏、中京圏及び札幌市にマーケティングアドバイザーを配置し、道内の中小企業等からの商品開発・マーケティング活動等に関する相談に対して助言等を行います!

### 支援内容

新製品の開発や市場ニーズの把握、販売促進計画の企画・立案など、企業等のマーケティング活動に関して、マーケティングアドバイザーが助言・指導を行います。

### アドバイスの方法

面談・電話・FAXなど、ご要望に応じ、アドバイザーとも相談のうえ決定します。

### 費用

アドバイスを受けること自体は無料です。

ただし、相談は原則どさんこプラザ(東京・札幌・名古屋)で行いますので、相談者の旅費は企業の負担となります。

また、アドバイザーに自社に来てもらう場合の旅費は企業の負担となります。

### ご利用方法

依頼者の内容に基づき、適当と認められるアドバイザーの助言が行われるよう調整を図り、日程や相談方 法等について結果を企業に連絡します。

#### <首都圏・中京圏>

- ・「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」(※)を食産業振興課に提出してください。
- ・道は、依頼書の内容に基づき、「北海道どさんこプラザ受託者」と連絡し、適当と認められるアドバイザ 一の助言が行われるよう調整し、日程や相談方法等について結果を企業に通知します。
  - ※「依頼書」は食産業振興課マーケティング係HPからダウンロードできます。

#### <札幌市>

・「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」を、下記に提出してください。

依頼書提出・問合せ先

北海道どさんこプラザ札幌店

札幌市北区北6条西4丁目 JR札幌駅西通北口1階

TEL 011-213-5053 FAX 011-213-5092

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 マーケティング係 Tel 011-204-5766

URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke\_top.htm

### 食の新商品をテスト販売したい!(国内・海外)

### 北海道どさんこプラザテスト販売制度

販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々を応援するため、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」において試験的に販売することができます(有楽町店、名古屋店、札幌店、シンガポール店、バンコク店で対応。有楽町店及び札幌店では、売り上げが好調な商品はさらに3ヶ月間の販売延長あり)。販売期間終了後には販売期間中の評判、評価等のアドバイスを行います!

### 応募商品の要件

次のいずれかに該当する道産品

- ・札幌店:札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- ・有楽町店、名古屋店: 道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋店は加工食品のみ)
- ・シンガポール店:シンガポールで販売を開始して1年以内の加工食品
- ・バンコク店:タイで販売を開始して1年以内の加工食品

### 対象となる方

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業、個人(個人のグループを含む)のうち、次の条件のいずれかに該当すること。

- ①道産品の製造又は加工を行っている方
- ②自ら企画・考案した道産品の販売を行っている方
- ③運営者からの求めに応じて貿易関係上必要な書類の準備・データ提供が可能な方 (シンガポール店、バンコク店のみ)

### 主な販売条件等

- ①販売手数料は国内希望小売価格に対し、国内18%、海外店30%
- ②PL(製造物責任保険)に加入していること
- ③食品表示法の表示に関する法令を遵守していること
- ④指定する食品検査を実施していること
- ⑤該当する食品製造に係る営業許可を受けていること

#### 募集期間

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
販売期間	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
募集期間 (国内/ネット)	1月4日~2月20日	4月1日~5月20日	7月1日~8月20日	10月1日~11月20日
募集期間 (シンガポール)	12月1日~12月20日	3月1日~3月20日	6月1日~6月20日	9月1日~9月20日
募集期間 (バンコク) ※FDA登録を要する場合	9月1日~9月20日	12月1日~12月20日	3月1日~3月20日	6月1日~6月20日
募集期間 (バンコク) ※FDA登録を要しない場合	12月1日~12月20日	3月1日~3月20日	6月1日~6月20日	9月1日~9月20日

※FDA登録とは、タイ側における食品の輸入に必要なタイ国食品医薬品局(Food and Drug Administration:FDA)による輸入品目の登録をいいます。

#### 募集期間

・「テスト販売申込書」に必要事項を記載し、添付書類とともに各(総合)振興局商工労働観光課に提出してくだ さい。

URL: 国内 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosanko/test.htm シンガポール店 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai\_sin.htm

バンコク店 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai\_bangkok.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai\_bangkok.htm</a>

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 マーケティング係 ℡ 011-204-5766

URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke\_top.htm

### 先端技術等の導入について相談したい!

### 先端技術の導入支援等による地域企業生産性向上事業

IoT・ロボティクスをはじめとした先端技術の導入等への技術的課題について、地域産業支援機関が、機械器具の製造側や食品製造業などのユーザー側を一体的に支援します!

### 制度の内容等

〇地域の食関連企業などの生産性向上ニーズや課題、ものづくり・情報通信関連企業などサプライヤー側の技術力向上や先端技術等の導入・応用について、産業支援機関(工業系7機関)が課題解決に向けた技術支援を行います。

技術的な課題などの解決に向けたご相談は、最寄りの産業支援機関へお問い合わせください。

道内各地域の産業支援機関				
道央	公益財団法人 室蘭テクノセンター	TEL 0143-45-1188		
道央	公益財団法人 道央産業振興財団	TEL 0144-51-2770		
道南	公益財団法人 函館地域産業振興財団(道立工業技術センター)	TEL 0138-34-2600		
道北	一般財団法人 旭川産業創造プラザ	TEL 0166-68-2820		
オホーツク	一般社団法人 北見工業技術センター運営協会(北見市工業技術センター)	TEL 0157-31-2705		
十勝	公益財団法人とかち財団	TEL 0155-38-8808		
釧路·根室	公益財団法人 釧路根室圏産業技術振興センター(釧路工業技術センター)	TEL 0154-55-5121		

〇先端技術等の知識を持った専門人材の育成研修、生産性向上等についての専門家による講演や製造現場の事例紹介などフォーラムを開催します。 (開催時期等はノーステック財団へお問い合わせください。)

公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター(ノーステック財団)

TEL 011-708-6525

### 対象者・対象事業者など

#### 〇対象となる業種

主要業種	関連業種
輸送用機械器具製造業(E31)	繊維工業(E11)、化学工業(E16)、プラスチック製品製造業(E18)、 ゴム製品製造業(E19)
電子部品・デバイス電子回路製造業 (E28)	情報通信機械器具製造業(E30)、通信業(G27)
電気機械器具製造業(E29)	金属製品製造業(E24)
情報サービス業(G39)	業務用機械器具製造業(E27)、情報通信機械器具製造業(E30)
インターネット付随サービス業(G40)	通信業(G37)、映像·音声·文字情報製作業(G41)
生産用機械器具製造業(E26)	食料品製造業(E09)、飲料・たばこ・飼料製造業(E10)

「主要業種」及び「関連業種」は総務省「日本標準産業分類」中分類による。

### 費用など

産業支援機関への技術相談や研修・フォーラムへの参加費用は無料です。

北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業係 TEL 011-204-5323

### 新分野・新市場進出等で企業の競争力を高めたい!

### 中小企業競争力強化促進事業費補助金

(通称) 北海道産業振興条例に基づき、中小企業者の皆様の新分野・新市場等への進出等への取り 組みを支援します!

### 支援内容、対象となる方

北海道内に主たる事務所を有する又は事業所を有する中小企業者等が、新分野・新市場等への進 出等のために行う以下の取組に係る経費に対し補助します。

区分	対象経費	補助率	補助限度額
マーケティング 支援	グ 市場調査や展示会への出展に係る経費		国内事業100万円 国外事業200万円
コンサルタント 等招へい支援	技術開発、生産管理、マーケティング等の課題解決を図るためのコンサルタント等の招へいに係る経費	1/2 以内	100万円
産業人材育成・ 確保支援	【育成事業】 先進企業、研修機関、専門職大学院等への従業員等の派 遣経費	1/2 以内	50万円
	【確保事業】 情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない働き方 (テレワーク)導入のための経費	1/2 以内	60万円
市場対応型製 品開発支援	製品・サービスの開発及び大学等と連携して行う研究開発経費、これに伴う市場調査等の経費	1/2 以内	300万円、500万円

(公財)北海道中小企業総合支援センター TEL 011-232-2001(代表)

URL: https://www.hsc.or.jp

北海道 経済部 産業振興課 産業企画係 TEL 011-204-5311

### 海外への販路開拓をしたい!

### JAPANブランド育成支援等事業費補助金(JAPANブランド育成支援等事業)

海外展開やそれを見据えた全国展開のための新商品・サービス開発、ブランディング等の取組を支援します!

※中小企業庁が選定する「支援パートナー」の活用が必須となります。

### 対象となる事業者

海外展開を目指す中小企業 等

### 補助額及び補助率

200万円~500万円※1

- 1~2年目:2/3以内※2 3年目:1/2以内
  - ※1 複数中小企業者による連携体の場合、1社ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大4社で2,000万円までの上限額となる。
  - ※2 3年以内に海外展開を行うことを明確に示した案件は、国内販路開拓に係る部分について補助率1/2以内

### 補助対象経費

謝金、旅費、通訳・翻訳費、マーケティング調査費、展示会出展費、機器装置等費、設計・デザイン費等

北海道経済産業局 産業部 経営支援課 Tel 011-709-2311 (内線2578)

URL : https://www.hkd.meti.go.jp/hokik/20210416/index.htm

### 異分野の事業者等と連携して新しいサービスモデルの 開発などをしたい!

### 商業・サービス競争力強化連携支援事業 (新連携支援事業)

複数の中小企業及び産学官が異分野(AI/IoT関連等)連携して行う革新的 なサービスモデルの開発を支援します!

### 支援対象及び補助額

新しいサービスモデルの研究開発等に係る経費の一部について補助します。

・補助率 :補助対象経費の1/2以内 ただし、IoT、AI、ブロックチェーン等先端技術活用型の場合は2/3以内

・補助金額:3,000万円以内/件 ※2年度目は初年度の交付決定額が上限

北海道経済産業局 産業部 経営支援課 Tel 011-709-2311 (内線2578)

URL : https://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/shinjigyo/sabisapo.htm

### 販路開拓や生産性向上等に取り組みたい!

#### 小規模事業者持続化補助金<一般型>

小規模事業者の事業の持続的な発展を後押しするため、商工会・商工会議所とともに作成した経営計画に基づいて行う地道な販路開拓等の取組を支援します。

### 補助対象

小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人

※小規模事業者

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	従業員 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	従業員 20人以下
製造業その他	従業員 20人以下

### 支援内容

対象経費:機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費 等

補助率:補助対象経費の2/3以内

補助上限額:50万円

※創業支援等事業の支援を受けた事業者: 100万円 ※複数の事業者が連携した共同事業: 1,000万円

備考:申請には地域の商工会・商工会議所の確認が必要です。

### スケジュール

受付開始: 2020年3月13日(金)~

公募締切:【第5回】2021年6月4日(金)【第6回】2021年10月1日(金)【第7回】2022年2月4日(金)

※第8回締切以降は、改めて案内予定

### 申請・お問い合わせ先

日本商工会議所 Tel 03-6747-4602 URL: https://r1.jizokukahojokin.info/ 北海道商工会連合会 Tel 011-251-0102

URL: https://r.goope.jp/jizokuka

### ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス等に 取り組みたい!

### 小規模事業者持続化補助金く低感染リスク型ビジネス枠>

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援します。

### 補助対象

小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人

※小規模事業者

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	従業員 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	従業員 20人以下
製造業その他	従業員 20人以下

### 支援内容

対象経費:機械装置等費、広報費、展示会等出展費(オンラインによる展示会等に限る)、感染防止対策費等

補 助 率:補助対象経費の3/4以内

2021年1月8日以降に発生し発注・契約・納品・支払い・使用が行われた経費について遡及適用が可能。

補助上限額:100万円

備 考 :感染防止対策費については、補助金総額の1/4(最大25万円)を上限に対象経費に計上することが可能。

### スケジュール

通年で公募を受け付けており、各回で審査・採択。受付締切時間は、各回当日17:00まで。

公募締切:【第2回】2021年7月7日(水)【第3回】2021年9月8日(水)【第4回】2021年11月10日(水)

【第5回】2022年1月12日(水)【第6回】2022年3月9日(水)

#### 申請

申請書類の提出は、「jGrants」(電子申請システム)上で受け付けます。

※電子申請にあたっては、GビズIDの取得が必要です。取得の手続きには、必要事項を入力して作成した申請書と印鑑証明書を「GビズID運用センター」へ郵送してください。審査に3週間以上を要しますので、 余裕をもって準備願います。

jGrants (Jグランツ) : <a href="https://www.jgrants-portal.go.jp/gBizID">https://www.jgrants-portal.go.jp/gBizID</a> (GビズID) : <a href="https://gbiz-id.go.jp/top/index.html">https://gbiz-id.go.jp/top/index.html</a>

### お問い合わせ先

持続化補助金低感染リスク型コールセンター Tel 03-6731-9325

URL:https://www.jizokuka-post-corona.jp/

### 水産加工関連事業者の生産性を向上したい!

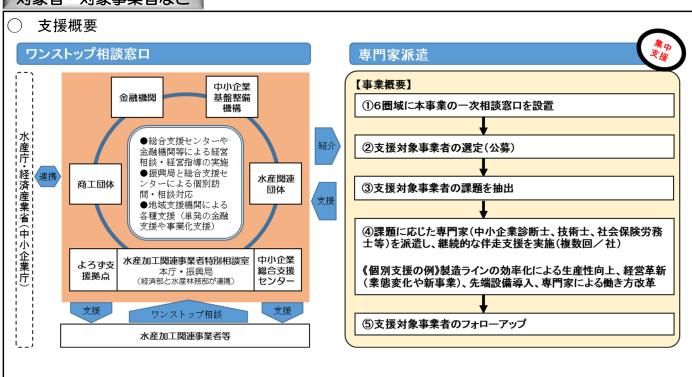
### ①水産加工関連事業者のワンストップ相談窓口 ②水産加工関連事業者生産性向上緊急対策事業委託業務

主要魚種の不漁に直面する「水産加工関連事業者」の経営体質の強化・安定化を目的に「ワンストップ相談窓口」を創設。また、生産性向上や経営革新など、課題に応じた専門家(中小企業診断士、技術士、社会保険労務士等)を派遣し、継続的な伴走支援を実施(複数回/社)。

#### 制度の内容等

- ○水産加工関連事業者ワンストップ相談窓口
  - ・総合支援センターや金融機関等による経営相談・経営指導の実施
  - ・振興局と総合支援センターによる個別訪問・相談対応
  - ・地域支援機関による各種支援(単発の金融支援や事業化支援)
- 水産加工関連事業者生産性向上緊急対策事業委託業務
  - ・道内の水産加工関連事業者に専門家を派遣し、生産性向上、働き方改革、新商品開発等、 各事業者の課題解決に向けた経営指導等を実施。

### 対象者・対象事業者など



### 費用など

ワンストップ相談窓口、水産加工関連事業者生産性向上緊急対策事業、共に無料。

#### ワンストップ相談窓口

空知総合振興局 商工労働観光課 TEL0126-20-0061 上川総合石狩振興局 商工労働観光課 TEL011-204-5827 留萌振興後志総合振興局 商工労働観光課 TEL0136-23-1362 宗谷総合胆振総合振興局 商工労働観光課 TEL0143-24-9589 林-ツク総合百高振興局 商工労働観光課 TEL0146-22-9281 十勝総合渡島総合振興局 商工労働観光課 TEL0138-47-9459 釧路総合檜山振興局 商工労働観光課 TEL0139-52-6641 根室振興経済部 地域経済局 中小企業課 経営支援係 TEL 011-204-5331

上川総合振興局 商工労働観光課 TEL0166-46-5940 留萌振興局 商工労働観光課 TEL0164-42-8440 宗谷総合振興局 商工労働観光課 TEL0162-33-2925 林-ツ7総合振興局 商工労働観光課 TEL0152-41-0636 十勝総合振興局 商工労働観光課 TEL0155-27-8537 釧路総合振興局 商工労働観光課 TEL0154-43-9182 根室振興局 商工労働観光課 TEL0153-24-5619

### 事業承継を契機に経営革新等に挑戦をしたい!

令和2年度第3次補正、令和3年度事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎを契機とする業態転換や多角化を含む新たな取組(設備投資、販路開拓等)や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用(仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等)の一部を補助します。また、経営資源を譲り渡した事業者の廃業費用も補助します。

### 対象となる事業者

- ■創業支援型:廃業を予定している者等から有機的一体として機能する経営資源を引き継いで創業して間もない中小企業者等であり、一定の要件を満たすこと
- ■経営者交代型:事業承継(事業再生を伴うものを含む)を行う中小企業者等であり、一定の要件を満たすこと
- ■M & A 型 :事業再編・事業統合等を行う中小企業者等であり、一定の要件を満たすこと
- ■専門家活用型:事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行う予定の中小企業・小規模事業者等、もしく (買い手)(売り手) は事業再編・事業統合等に伴い自社が有する経営資源の引継ぎが行われる予定(又は行われ た)の中小企業・小規模事業者等であり、一定の要件を満たすこと

### 事業概要

#### 支援類型:

	概要	補助率		補助.	上乗せ額	
類型		R2年度 3次補正	R3年度 当初	R2年度 3次補正	R3年度 当初	(廃業を伴 う場合)
創 業 支援型	他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者へ の支援			400万円		
経営者 交代型	親族内承継等により経営資源を引 き継いだ事業者への支援			400万円	250万円	+200万円
M&A型	M&A(株式譲渡、事業譲渡等)に より経営資源を引き継いだ事業者 への支援	2/3	1/2	800万円	500万円	(専門家活 用型は売 り手のみ)
専門家活用型	事業引継ぎ時の士業専門家の活 用費用(仲介手数料、デューデリ ジェンス費用、企業概要書作成費 用等)を支援			400万円	250万円	

#### 対象経費:

類 型	対象経費
創業支援型 経営者交代型 M & A 型	人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、謝金、旅費等 ※上乗せ額は、廃業登記費、在庫処分費、解体費等
専門家活用型	謝金、旅費、外注費、委託費等 ※売り手のみ廃業登記費、在庫処分費、解体費等

令和2年度第3次補正のうち、創業支援型、経営者交代型、M&A型について

事業承継・引継ぎ補助金事務局 経営革新(創業支援型、経営者交代型、M&A型) Tel 03-6625-8046

公募要領や申請に関する詳細等は、令和2年度第3次補正事業承継・引継ぎ補助金Webサイト(以下URL)をご確認下さい。

URL: <a href="https://jsh.go.jp/r2h">https://jsh.go.jp/r2h</a>

※上記以外については公募準備中(令和3年5月24日現在)

### 経営を立て直したい!

### 中小企業再生支援協議会事業

中小企業再生支援協議会は、地域の中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する公的機関です!

### 対象となる事業者

- 〇財務内容の悪化等により、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念がある中小企業者等
- 〇収益性や将来性があるなど事業価値を有し、関係者の支援により再生の可能性がある中小企業者等

### 再生支援の流れ

### 【第1次対応(窓口相談)※無料】

- ○面談や提出資料の分析を通して、経営上の問題点や具体的な課題を抽出
- ○課題の解決に向けて、適切なアドバイスを実施

### 【第2次対応(再生計画策定支援)】

- 〇専門家(中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士等)からなる「個別支援チーム」を適宜 編成し、具体的な再生計画の策定を支援
- 〇利害関係者(関係金融機関等)との調整を支援
- 〇計画策定後においても定期的なフォローアップ、必要なアドバイス等を実施

URL : https://www.sapporo-cci.or.jp/saisei/

※インターネットからの窓口相談申込可

### 経営を立て直したい!

### 経営改善計画策定支援事業

北海道中小企業再生支援協議会に設置した北海道経営改善支援センターでは、金融支援を必要とする中小企業・小規模事業者が外部専門家とともに経営改善計画を策定し、経営の立て直しを図ることを支援します!

### 対象となる事業者

借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画を策定することが難しい ものの経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援(条件変更や新規融資等)が見込 める中小企業・小規模事業者

### 事業概要

中小企業・小規模事業者が、国の認定を受けた外部専門家(認定支援機関)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用について、総額の2/3(上限200万円)まで補助します。

具体的には、認定支援機関による経営改善計画策定費用、デューデリジェンス(資産査定)費用、フォロ ーアップ費用について支援します。

【認定支援機関(正式名称:経営革新等支援機関)】

・経営革新等支援機関一覧については、下記のウェブサイトをご覧ください。

URL : https://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/keiei.htm#c03

北海道経営改善支援センター Tel 011-232-0217

URL: <a href="https://www.sapporo-cci.or.jp/keieikaizen/">https://www.sapporo-cci.or.jp/keieikaizen/</a>

### 経営を立て直したい!

### 早期経営改善計画策定支援事業 (通称 ポストコロナ持続的発展計画事業)

北海道中小企業再生支援協議会に設置した北海道経営改善支援センターでは、中小企業・小規模事業者が本格的な経営改善が必要となる前の早期の段階において、外部専門家とともに資金繰り管理や採算管理等の基本的な経営改善に取り組むことを支援します!

### 対象となる事業者

資金繰り管理や採算管理など、基本的な内容の経営改善の取組を必要とし、認定支援機関の支援のもとに 資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図などの早期の経営改善計画を策定し、金融機関へ提出することで 、今後の経営について見直す意思を有する中小企業・小規模事業者

### 事業概要

中小企業・小規模事業者が、国の認定を受けた外部専門家(認定支援機関)の支援を受けて早期経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用について、総額の2/3(上限20万円)まで補助します。

具体的には、認定支援機関による早期経営改善計画策定費用、モニタリング費用について支援します。 【認定支援機関(正式名称:経営革新等支援機関)】

経営革新等支援機関一覧については、下記のウェブサイトをご覧ください。

URL : https://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/keiei.htm#c03

北海道経営改善支援センター Tel 011-232-0217

URL: https://www.sapporo-cci.or.jp/keieikaizen/

### 事業を円滑に引き継ぎたい!

北海道事業承継・引継ぎ支援センター (道内全域を親族内承継から第三者承継までワンストップで支援)

北海道事業承継・引継ぎ支援センターは、道内全域の中小企業者・小規模事業者の事業承継に関する様々な課題について、<u>親族内承継から第三者承継(従業員・役員承継、M&A)に至るまでワンストップ</u>で支援します。

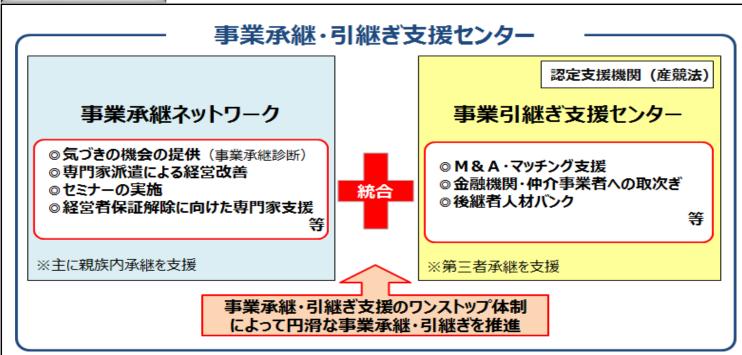
具体的には、中小企業診断士等の<u>専門家による個別相談、専門家派遣、事業承継診断、事業承継計画</u> <u>の策定支援、譲渡・譲受事業者間マッチング</u>など、総合的に対応します。

※産業競争力強化法に基づき経済産業大臣から認定を受けた札幌商工会議所が、経済産業省北海道経済産業局の委託を受けて運営する公的機関であり、公平中立、秘密厳守、相談無料で対応しますので、安心してご利用頂けます。 ※令和3年4月から、「事業引継ぎ支援センター」に、親族内承継支援を行う「事業承継ネットワーク」の機能が統合し、「事業承継・引継ぎ支援センター」となりました。

### 対象となる事業者

経営者の高齢化や後継者不在等により、事業承継・引継ぎ等に課題を抱える中小企業者・小規模事業者など

### 事業概要



#### <主な取組>

#### ●掘り起こし支援(事業承継診断)

事業承継の準備の必要性を認識いただくため、身近な支援者(事業承継ネットワーク構成機関)が中心となって、事業承継診断(経営者の事業承継の準備状況や課題、支援ニーズの掘り起こし)を実施します。

### ●窓口相談、助言、支援制度の紹介、専門家派遣、マッチング支援、関係機関への橋渡し等

事業承継に係る様々な相談に対して、直接相談のほかサテライト(道内の8カ所の商工会議所に設置)、 オンラインなどを活用して、全道域で相談対応を実施します。

面談等を通して、助言や支援制度の紹介を行うほか、課題の抽出や事業承継に関する様々な選択肢を提示します。また、必要に応じて、専門家派遣、M&A・マッチング支援、関係機関への橋渡し等を行います。

#### ●後継者人材バンク

小規模事業者や個人事業主等の廃業を防ぐため、創業意欲の高い人材(創業希望者、移住希望者、地域おこし協力隊等)とのマッチング支援を行います。

#### ●経営者保証解除支援

金融機関からの借入に対する経営者保証(いわゆる連帯保証)が、事業承継時に後継者候補者を確保する際の障害となっており、経営者保証解除に向けて、経営者保証コーディネーターが経営者保証ガイドラインの充足状況の確認・助言を行い、専門家の支援の下、金融機関との目線合わせを支援します。

北海道事業承継・引継ぎ支援センター(札幌商工会議所内) և 011-222-3111

URL: https://www.hokkaido-iigvoshokei.jp/

### 事業縮小に伴い労働者を休業、出向させたい!

#### 雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、 雇用する労働者を休業、教育訓練又は出向させた場合、その手当若しくは賃金等の一部を助成します!

### 支給額

1 休業等の場合

助成率:休業手当相当額の2/3 (大企業1/2)

限度額:1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額支給限度日数:1年間で100日(3年間で150日)

教育訓練を実施した場合、1人1日当たり事業外訓練は1,200円を加算。

2 出向の場合

助成率:出向元で負担した賃金の2/3(同1/2)

(出向前の通常賃金の1/2を限度)

限度額:1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額×330/365を限度。

### ご利用方法

・売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に 比べ10%以上減少していること等の要件があります。

• URL : <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07</a>. <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07</a>. <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07">httml</a>.

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねく ださい。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター6F Tel 011-788-2294
- ・ハローワーク (公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

### 技術面の困りごとを解決したい!

### 「北のものづくりネットワーク」について

道内各地域の産業支援機関や、ものづくりに関連する業界団体の連携のもと、「北のものづくりネットワーク」がものづくり企業の皆様からの技術課題や新製品の開発などに関する課題解決を支援します。

### 制度の内容等

#### 1 相談内容・相談先

- (1) 技術課題や製品開発などに関する課題解決に向けたご相談
  - → 最寄りの産業支援機関へご相談ください。
- (2) より付加価値の高い製品開発のための共同開発に向けたご相談
  - → 加入されている業界団体へご相談ください。
- **2 支援(ネットワーク)の仕組み** ~2つのネットワークでものづくり企業の課題解決を支援します! ~ 地域のネットワークと業界団体のネットワークで、企業の皆様のご相談に効果的に対応します。
  - (1) 地域のネットワーク

地域内の支援機関や大学などのネットワークを構築し、各機関が持つ資源を持ち寄ることで地域内での課題解決を 促進し、地域内で解決できない課題は、全道的中核機関が支援します。

(2) 業界のネットワーク

ものづくりに関連する6団体のネットワークを構築し、業界団体の会員企業の相互交流により、食品や機械、ITなど産業間の連携を強化し、付加価値の高い製品開発を促進します。

#### 3 相談窓口

道内各地域の産業支援機関					
道南	公益財団法人 函館地域産業振興財団(道立工業技術センター)	TEL 0138-34-2600			
道央	公益財団法人 室蘭テクノセンター	TEL 0143-45-1188			
道央	公益財団法人 道央産業振興財団	TEL 0144-51-2770			
道北	一般財団法人 旭川産業創造プラザ	TEL 0166-68-2820			
オホーツク	一般社団法人 北見工業技術センター運営協会(北見市工業技術センター)	TEL 0157-31-2705			
釧路·根室	公益財団法人 釧路根室圏産業技術振興センター(釧路工業技術センター)	TEL 0154-55-5121			
十勝	公益財団法人 とかち財団(十勝産業振興センター)	TEL 0155-38-8850			
ものづくり関連業界団体					
一般社団法人:	一般社団法人 北海道農業機械工業会 TEL 011-251-774				
	TEL 011_221_2275				

ものづくり関連業界団体		
一般社団法人 北海道農業機械工業会	TEL 011-251-7743	
一般社団法人 北海道機械工業会	TEL 011-221-3375	
一般社団法人 北海道食品産業協議会	TEL 011-241-6447	
一般社団法人 北海道バイオ工業会	TEL 011-299-8878	
一般社団法人 北海道IT推進協会	TEL 011-590-1380	
一般社団法人 北海道情報システム産業協会	TEL 011-210-8031	

中核機関 ※企業からの相談に対応する中核を担う機関		
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部(ものづくり支援センター)	TEL 011-747-2357	
公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	TEL 011-232-2001	
公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター(ノーステック財団)	TEL 011-708-6525	

#### 〈メールマガジン「ものマガ」〉

[掲載内容]

- ・北海道・・・国や道などの助成制度、道内外の展示会等の情報を提供
- ・メルマガ登録企業・・・新技術・新製品のアピールや、課題解決に向けた情報交換

#### 北海道経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係 TEL 011-204-5323

URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/monodukuri/kitanomonodukuriNW.htm

### 生産性や品質・コストなどの課題を解決したい!

ものづくり人材技術力強化事業(専門家派遣・成功事例創出)

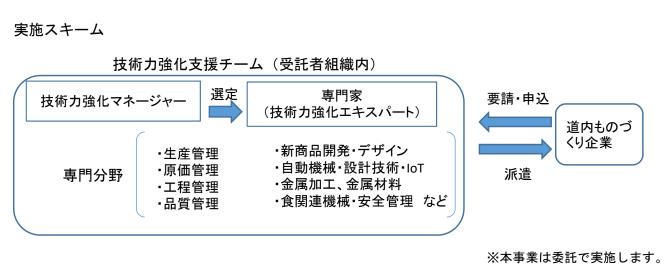
自動車産業等への参入に向け、企業が抱える生産性や品質向上、コスト低減などの課題を解決 するため、課題に対応した専門家(エキスパート)を派遣し、指導・助言を行います!

### 制度の内容等

本道企業の自動車関連産業や食関連機械産業等への参入を促進するため、大手自動車メーカーが求 めるQCD(品質向上・コスト低減・納期短縮)対応力や、食品メーカーに対する品質管理や生産工程 の見直しなど、参入を目指す企業個々の課題に応じた専門家を派遣し、きめ細かに支援します。

### 対象者・対象事業者など

- 対象者 技術力強化に積極的な道内ものづくり企業
- 実施スキーム



### 費用など

専門家の派遣に係る費用は無料です。

北海道経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係 TEL 011-204-5323

### ものづくりにIoT技術・カイゼン活動を取り入れたい!

ものづくり人材技術力強化事業(先端IoT技術活用促進等)

IoT技術や生産管理・品質管理の知識・技術を習得したい事業者を支援します。

### 制度の内容等

#### 〇内容

先端IoT技術活用促進事業

道内ものづくり企業の技術者を対象に、IoT技 術やロボット技術に習熟した人材を育成する

- IoT製品・技術
- AIを活用したデータ解析技術
- ロボット技術

· 生産管理·品質管理等強化事業 ·

自動車関連分野等への参入促進を図るため、 生産管理や品質管理の強化を目指す

- ・ものづくりカイゼンカ
- ・原価管理・コスト改善
- 自動車関連技術
- 品質評価技術

#### 〇実施形式

セミナー、実践型研修

#### ※参考(昨年度実施内容)

- ・IoT製品・技術: IoT×3D CAD/CAE連携活用セミナー、Fusion360オンラインセミナー
- ・AIを活用したデータ解析技術:AIプログラミング実践研修、AI導入事例紹介セミナー
- ・ロボット技術:3Dプリンター活用研修、食ロボSIer育成研修、生産性向上ロボット導入・活用セミナー
- ・ものづくりカイゼンカ:トヨタ生産方式(TPS)カイゼンセミナー
- ・原価管理・コスト改善:原価管理・コスト改善ゼミナール
- 自動車関連技術: 自動車関連部品技術勉強会
- 品質評価技術:品質評価技術研修

### 対象者

#### 〇対象者

在職者、新規学卒者等

### このような事業者におすすめです!〉

- ・事業推進の中核人材を育成したい
- ・付加価値の高い製品を開発したい
- ・自動化・省力化技術により人手不足を解消したい
- ・製品管理・品質管理を強化したい
- ・自動車関連技術を習得したい

北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係 TEL 011-204-5323

#### <事業実施機関>

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 ものづくり支援センター TEL 011-747-2324

### 食関連機械の製品開発に取り組みたい!

### 食関連ものづくり産業振興事業

本道が優位性を持つ「食」を支える食関連機械産業の育成・振興を図るため、生産性向上に資する製品開発を行う食関連機械メーカーへの専門家派遣を行います。

### 制度の内容等

生産性向上のための省力化や効率化等のための機械化やIoTの活用など、食品メーカー、農漁業団体の二一ズに沿った生産性向上に資する製品開発に取り組む食関連機械メーカーへ専門家の派遣を行います。

■対 象 食品メーカー等の生産性向上に資する製品開発を行う対象業種(下記)の企業

■募集数 5社

(応募企業が5社を超えた場合は、開発する製品の新規性や技術的優位性等を勘案し、

派遣先企業を選定します。)

■派遣期間、 令和3年5月~令和4年2月(5回程度)

回数

■支援する 専門家への謝金、旅費

経費 ※派遣する専門家は、派遣先企業と打合せの上決定します。

■お問い 下記までお問い合わせ下さい。

合わせ 北海道経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり係

TEL: 011-504-5323

### 【対象となる業種】

主要業種	関連業種
生産用機械器具製造業(E26)	食料品製造業(E09)、 飲料・たばこ・飼料製造業(E10)
情報サービス業(G39)	業務用機械器具製造業(E27)、 情報通信機械器具製造業(E30)
インターネット付随サービス業(G40)	通信業(G37)、映像・音声・文字情報製作業(G41)

「主要業種」及び「関連業種」は総務省「日本標準産業分類」中分類による。

### 費用など

派遣に要する費用は無料ですが、予算の範囲内となります。

北海道経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係 TEL 011-204-5323

### 食品加工技術の高度化や新製品開発に取り組みたい!

道立地域食品加工技術センター・地方独立行政法人 北海道立総合研究機構

食品製造を行う企業等に対し、加工技術の指導や技術講習会を開催するとともに、企業のニーズに応じた加工技術の開発を行い、加工技術の高度化、人材育成、新製品開発等を支援します!

### 支援内容

技術相談 技術指導	企業等からの技術相談に対応し、助言を行うほか、企業等に出向いて、個別に技術指導を行います。 (随時受付)
技術研究会	専門家又はセンター職員が講師となって、業種や技術別の共通課題について、検討、情報の交換・共有を行います。
技術講習会	企業等の食品製造に関わる従業員の技術の向上を図るため、加工・検査等の実習を伴う専門技術 講習会を開催します。
研修者の受入 (無料)	道内企業等の技術者や研究者を研修者として受け入れ、技術の習得を図ります。
試験設備、 機器の開放 (有料)	食品加工研究センターの加工機械、測定機器、分析機器などの各種設備を有料で道内企業等の利 用に供します。
依頼試験・分析 (有料)	道内企業等の依頼を受け、有料で試験、分析、測定などを行います。

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター

URL : https://www.foodohotuku.jp/

北海道立十勝圏地域食品加工技術センター URL: http://www.tokachi-zaidan.jp/

住所: 〒080-2462 帯広市西22条北2丁目23-10 № 0155-37-8383

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部

URL : http://www.hro.or.jp/list/industrial/index.html

食品加工研究センター 食品技術支援グループ

住所: 〒069-0836 江別市文京台緑町589番地4 Tel 011-387-4132

### 技術相談や試験分析をしたい!

### 地方独立行政法人北海道立総合研究機構

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 ものづくり支援センターでは、道内企業等の技術的課題の解決に向けて技術相談などを行うとともに、新製品・新技術の開発などを研究職員の派遣や依頼試験分析などにより支援しています!

### 支援内容、対象となる方

	区 分	内 容
	技術相談 (無 料)	研究職員が道内企業等の技術的課題や新製品・新技術開発など、各種技術的な相談に応じます。
	技術指導 (無 料)	工業試験場及び依頼先等で、技術的課題の解決に向けた支援をします。
技術	技術開発派遣指導 (有 料)	研究職員を道内企業等に中長期間(21日以上)有料で派遣し、新製品・新技術の開発などを支援します。
	短期実用化研究開発 (有 料)	短期間で実用化しようとする中小企業等に研究職員を短期間(6~20日間)、 有料で派遣し、新製品・新技術の開発を支援します。
	試験設備、機器の開放 (有 料)	工業試験場の加工機械、測定機器、分析機器などの各種設備を有料で道内企業等の利用に供します。
	依頼試験·分析 (有 料)	道内企業等の依頼を受け、有料で試験、分析、測定などを行います。
技術者 養成	研修者の受入 (無 料)	道内企業等の技術者や大学等の学生などを研修者として受け入れ、技術の 習得を支援します。

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 ものづくり支援センター 工業技術支援グループ

住所: 〒060-0819 札幌市北区北19条西11丁目 № 011-747-2345

URL: <a href="https://www.hro.or.jp/list/industrial/research/iri/gijyutu/index.html">https://www.hro.or.jp/list/industrial/research/iri/gijyutu/index.html</a> (技術支援) https://www.hro.or.jp/list/industrial/research/iri/yousei/index.html (技術者養成)

# 技術相談や共同研究、試験分析をしたい!

### 道立工業技術センター等の技術支援等

道立工業技術センター、道立オホーツク圏地域食品加工技術センター及び道立十勝圏食品加工技術センターでは、道内企業等の技術的課題の解決に向けて技術相談などを行うとともに、新製品・新技術の開発などを共同研究や依頼試験分析などにより支援しています!

支援内容
------

区分	内容
技術支援	(技術相談) 研究職員が企業等の技術的課題や新製品・新技術開発など、各種相談に応じます。 (現地技術支援) 研究職員が企業等を訪問し、技術的課題の解決に向けて助言します。 (移動食品加工技術センター) 地域食品加工技術センターでは、圏域内各地域に出向いて、個別技術相談及び現地技術支援等を行います。
技術者養成	(技術講習会) 先端的な技術及び基礎・応用技術の習得を目的とした講習や研修を行います。 (研修生受け入れ) 道内企業等の技術者や研究者を研修生として受け入れ、技術の習得を図ります。
試験分析 (有 料)	道内企業等の依頼を受け、有料で試験、分析、測定などを行います。
設備機器等の開放 (有 料)	各種設備や加工機械、測定機器、分析機器などを有料で道内企業等に開放します。

北海道立工業技術センター

住所: 〒041-0801 函館市桔梗町379番地 Tel 0138-34-2600

URL: <a href="http://www.techakodate.or.jp/center/">http://www.techakodate.or.jp/center/</a> 北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター

URL: <a href="https://www.foodohotuku.jp/">https://www.foodohotuku.jp/</a> 北海道立十勝圏地域食品加工技術センター

住所: 〒080-2462 帯広市西22条北2丁目23-10 16 0155-37-8383

URL : http://www.food-tokachi.jp/

# 北海道で事業をしたい!

# 企業立地を促進するための助成措置(北海道産業振興条例)

# 支援内容

類 型	分 野	対象業種(事業)	対象地域	新設 増設	補助要件 ・投資額 ・雇用増	助成額	限度額	通算限度額
		自動車関連製造業 航空機関連製造業(注3)		新設		投資額の10%	15億円 注9	20億円
		高機能素材·複合材料関連製造業 (注3)	全道	増設		投資額の5%	5億円	同一企業につき
				新設		投資額の10%	10億円 注9	
		電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場 新エネルギー関連製造業		増設	5億円以上 20人以上	投資額の5%	3億円	13億円 同一企業につき
	成	新エネルギー供給業 ※市町村支援の対象であること	(札幌市を除く) (植物工場は、工 業団地又は工場 適地に限る。(札	、エ 新設 10億円以上 投資額の5% L場 1人以上 投資額の5% L場		1億円	_	
	長産業分野		一幅ではる。(化学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新設	一般型 10億円以上 5人以上	投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 - 環境配慮型
類型I				増設	環境配慮型 注5 20億円以上 5人以上	投資額の5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円	7億5千万円
				新設	2,500万円以上 5人以上	投資額の10%	3億円	13億円
				増設		投資額の5%		同一企業につき
		本社機能移転事業	全道	新設	(投資額 要件なし) 20人以上 (札幌市は 30人以上)	1年間の賃料 の 1/2×3年間 (札幌市は1 年間)	1,000万円/ 年	_
	発	自然科学研究所	全道	新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%	10億円	
	兄展基盤施	※成長産業分野に関する業種に限る		増設	5億円以上 研究員5人以上	投資額の5%	3億円	13億円
	設			新設		投資額の10%	10億円	同一企業につき
	分野	高度物流関連事業 ※成長産業分野に関する業種に限る	全道(札幌市を除く)	増設	20億円以上 20人以上	投資額の5%	3億円	

類型	分野	対象業種(事業)	対象地域	新設 増設	補助要件 ・投資額 ・雇用増	助成額	限度額	通算限度額
					2500万円以上 5人以上(補助	投資額の4%	1億円	
			特別対策地域 注4	新設 増設	対象施設と一体的に事業を行う	雇用増1人あたり50万円(雇用増が6人以上の場合6人目から支給)	5,000万円	
		•自然科学研究所	特別対策地域と、地域未来投資促進法適用地	<b>+</b> r=n.		投資額の8%	1億円	
	町	<ul><li>データセンター事業</li><li>ソフトウェア業</li></ul>	域又は旧企業立地促進 法適用地域が重複する 地域 注6・注7	新設		雇用増1人あたり50万 円(雇用増が6人以上 の場合6人目から支給)	5,000万円	机次吐产
類型Ⅱ	携	- / L / F /	地域未来投資促進法適 用地域又は旧企業立地	新設		投資額の4%	1億円	投資助成 3億円
	進 分	※市町村が行う立地	用地域又は旧正業立地 促進法適用地域 注6・7	利収		雇用増1人あたり50万円(雇用増が6人以上の場合6人目から支給)	5,000万円	同一企業につき
		※旧企業立地促進法 適用地域においては 指定集積業種	工業団地 (札幌市を除く) (製造業 又は植物工場に限	新設	5,000万円以上 5人以上(補助 対象施設と一体	投資額の8%	4/7 17	
			る。)(植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。(札幌市を除く))	増設	的に事業を行う 施設の雇用増 (2人まで)を含 むことができる)	投資額の4%	1億円	

注1 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。

また、他の補助制度により補助を受けている場合、類型 II において市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。

- 2 認定事業者は、一つの立地計画ごとに、類型Ⅰ又は類型Ⅱの対象業種(事業)のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。
- 3 地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業で、知事が特に必要と認める事業に限る。(有識者会議の意見聴取を踏まえ、高い経済波及 効果等が認められたもの。)
- 4 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの地域関係開発法の適用地域です。
- 5 環境配慮型データセンターとは、雪氷、太陽光等の自然エネルギーを活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して 20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいいます。
- 6 札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場合に限ります。
- 7 特認事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。
- 8 補助金は、10年以内で分割して交付することがあります。
- 9 雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

自動車関連製造業、航空機関連製造業、 高機能素材・複合材料関連製造業		電気·電子製造業、医薬	品製造業
雇用増	限度額	雇用増	限度額
20人以上50人未満	5億円	20人以上50人未満	5億円
50人以上100人未満	10億円	50人以上	10億円
100人以上	15億円		

#### ご利用方法

助成を受けるためには、工事着手前90日から工事着手する日までに立地計画の認定申請をし、立地計画の認定を受けることが必要です。

URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.htm

北海道経済部 産業振興局 産業振興課 立地推進第一係 Tel 011-204-5324

# 設備を導入したい!

#### 小規模企業者等設備貸与制度

小規模企業者等の方が、創業又は経営の革新に必要な設備を導入する際に、(公財)北海道中小企業総合支援センターがその設備を購入し、小規模企業者等の方に分割払いで販売又はリースでお貸しします!

## 制度内容

	割 賦 販 売	リース		
貸付限度額	100万円~1億円			
貸付利率	割賦損料率 年1.8~2.0%	月額リース料率 0.998 (10年) ~2.955 (3年) %		
貸付期間	法定耐用年数により最長10年 (うち据置期間1年以内)	法定耐用年数に応じ、3~10年		

## 対象となる方、対象設備

- ・常時使用する従業員数が50人以下の中小企業者等
- ・対象設備は、道内に設置する生産・加工などに供する機械装置等で新品のもの
  - ※土地、建物、電気・配線工事、車両登録諸費用(諸税含む)、単体が10万円未満のもの、 中古設備等は対象外

(公財) 北海道中小企業総合支援センター 金融支援部 金融支援グループ

TEL 011-232-2404

URL : https://www.hsc.or.jp/consul/facility\_small/

# ハローワークに経営、人材確保等の相談をしたい!

#### 北海道ビジネスサポート・ハローワーク

主に札幌圏の中小企業で新規に創業を考える事業主に対して、経営相談、各種雇用関係助成金の活用相談等を行います!

#### 概要

北海道と北海道労働局が共同で、経営相談や助成金活用による新規創業をお考えの方に対し、各種サービスを提供する施設として設置された、ハローワーク札幌の出先機関です。

北海道労働局が取り扱っている助成金制度の事業主向けセミナーも実施しております。

- ・場 所 札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9階
- ・利用時間 平日:午前9時30分~午後5時00分(土・日・祝日、年末年始は閉庁)

#### 主な提供サービス

#### <雇用関係助成金の活用に関する相談等>

雇用助成金さっぽろセンター(北海道労働局)において取扱う各種助成金の相談、事業主向けセミナー等を行います。

#### <人材確保に関する相談>

新規創業に伴う雇用助成金のご利用事業所に対する求人受理及び求人コンサルティングを行います。

#### <経営相談等>

同一フロア内の(公財)北海道中小企業総合支援センターが起業や経営・事業承継等に関する相談を行います。

#### <在職者職業訓練総合相談窓口>

「従業員の技能・能力向上をお考えの事業主に対し、北海道と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する認定職業訓練や能力開発セミナーのご案内と併せて北海道労働局が取り扱う訓練関係の助成金制度についてご説明いたします。」

URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/\_93897.html

# 人材の確保・定着に取り組みたい!

#### 地域戦略産業人材確保支援事業

地域を牽引する産業(戦略産業)において、人材確保に向けた意識改革とともに、業務の改善などの人材確保対策を支援し、良質で安定的な正社員雇用の創出・確保を促進します。

## 制度の内容等

1 多様な人材の確保に向けたセミナーの開催(道内6地域)

経営戦略の強化や事業拡大に向けた人材の確保、人手不足に対応した就業環境の改善、外国人 材の受け入れ環境の整備などのテーマについてのセミナーを道内6地域で実施。

2 専門アドバイザーの配置・派遣

道内企業の抱える人材確保の課題に合わせて、社会保険労務士、キャリアコンサルタント、中小企業診断士などが訪問し、改善プランを提案、複数回のフォローアップを実施。

3 人材募集・業務改善等支援

専門アドバイザーの派遣を受け、策定した改善プランに基づいた人材確保のための取組経費を 支援金として補助。

補助率: 1/2以内(上限100万円)

### 対象事業者など

### <対象事業者>

- 戦略産業(ものづくり・IT関連、食と観光関連産業)分野における正社員の人材確保・定着 に取り組む中小・小規模事業者等を対象。
- 地域戦略産業人材確保支援金の対象事業者は、専門アドバイザーの相談を受け、改善プランを 策定することが必要。
- <人材募集・業務改善等支援対象(地域戦略産業人材確保支援金)の取組>

人材確保に向けた経営戦略の強化・事業拡大のための採用戦略の策定や就業環境の改善、人材募 集等の取組経費を対象

- (例) ・事業拡大に向けた採用戦略の策定のための専門家招聘
  - ・人材募集のための求人広告・PRビデオ・パンフレット・ホームページの作成、 合同企業説明会への出展
  - ・女性、高齢者や外国人材などが働きやすい職場環境のためのITツールの導入、 作業設備の変更 など

## 対象分野について

### (ものづくり産業分野)

繊維工業(E11)、化学工業(E16)、プラスチック製品製造業(E18)、ゴム製品製造業(E19)、金属製品製造業(E24)、電子部品・デバイス電子回路製造業(E28)、電気機械器具製造業(E29)、情報通信機械器具製造業(E30)、輸送用機械器具製造業(E31)、通信業(G37)

(IT関連産業分野)

通信業(G37)、情報サービス業(G39)、インターネット付随サービス業(G40)、映像・音声・文字情報製作業(G41)、 食料品製造業(E09)、飲料・たばこ・飼料製造業(E10)、生産用機械器具製造業(E26)、業務用機械器具製造業 (E27)、情報通信機械器具製造業(E30)

(食と観光関連産業分野)

農業(A01)、食料品製造業(E09)、飲料・たばこ・飼料製造業(E10)、道路旅客運送業(H43)、飲食料品卸売業(I52)、各種商品小売業(I56)、飲食料品小売業(I58)、その他の小売業(I60)、宿泊業(M75)、飲食店(M76)、その他の生活関連サービス業(N79)

※総務省「日本標準産業分類」中分類による

経済部 労働政策局 産業人材課 人材確保支援係 TEL 011-251-3896

# 道外在住の優秀な人材を確保したい!

#### UIJターン新規就業支援事業(移住支援事業)

求人マッチングサイトに広告を掲載している「移住支援金対象法人」(道に登録申請が必要)に**就業**した東京圏からの移住者に対し、**最大100万円**(世帯100万円、単身60万円)を支給しています。

### 求人マッチングサイトの概要及び求人掲載方法

#### ①求人マッチングサイトの概要

- ・マッチングサイトに求人掲載をすれば、移住支援金の対象法人となることができ、 要件を満たして貴社に入社された方に、最大100万円(移住支援金)を支給します。
  - ※ 法人に移住支援金の負担はありません。
- ・求人条件をより魅力的にすることができる絶好の機会ですので、是非ご活用ください。
- ・なお、求人マッチングサイトはリニューアルのため一時閉鎖しており、 令和3年6月下旬頃オープン予定です。

#### ②求人広告の掲載について

- 広告の掲載にあたっては次の2つの手順が必要です。
  - 1. **道への登録申請** …道ホームページの登録申請書(エクセル)をダウンロードし、 法人名など必要項目を記入後、メールにて提出してください。

(道での登録承認後↓)

2. 求人広告の作成(掲載無料)…サイトに掲載する求人広告を作成願います。

※マッチングサイトの閉鎖期間も、登録を受け付けます。

・詳細及び申請方法は道HP「2.移住支援金特設ページ(法人向け)」をご参照ください。 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/matching.htm) (道HP)



## 移住支援金の対象となる移住者について(支給要件)

次の①~④の全てを満たしている方です。

- ①移住する直近の10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住or通勤されていた方
- ②移住する直前で、1年以上、東京23区に在住or通勤されていた方
- ③北海道内の移住支援金対象の116市町村に転入された方
- ④求人マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載されている法人に新規就業された方

### お問い合わせ先

北海道経済部 労働政策局 産業人材課 人材確保支援係 (TEL)011-251-3896(直通)

# ものづくり人材を確保したい!

## ものづくり分野等に関わる従業員の人材確保

求職者の方々を対象に、企業での生産現場の実態に即したものづくり分野に特化した6~ 7ヶ月の職業訓練を実施しています。

企業と訓練を受講されている方々のマッチングのお手伝いをします。

### 制度の内容等

○企業からの訓練受講者に対する求人の相談等

ポリテクセンターでは、企業での活躍の場を求めている訓練受講者及び訓練修了者に対する、企業からの求人相談等を受けつけています。

〇求職情報誌「人材情報」等の提供

求職活動中の訓練受講者及び修了者のこれまでのキャリアや取得資格、自己アピール、希望職種等をまとめた求職情報誌「人材情報」等を人材を求める企業等に提供しています。

〇訓練受講者の企業実習 (ポリテクセンター釧路・函館を除く)

企業実習付き職業訓練を実施しています。企業実習期間は1ヶ月程度です。

企業実習受入企業(※)においては、訓練受講者の人柄、業務への取組み姿勢、持っているスキルなど十分吟味し、採用に結びつけることも可能です。

※企業実習を受け入れた場合、1人/1月につき60,000円(税抜)を上限に訓練委託費をお支払いします。ただし、実習内容、安全確保等の要件を満たした事業所に限ります。

### 実施している訓練コース

〇ポリテクセンター北海道(北海道職業能力開発促進センター)

(標準コース)

CAD/CAM技術科、機械・CAD技術科、住宅リフォーム技術科、住環境計画科、ビル管理技術科、 電気設備技術科、エコシステム科、自動化システム技術科、ものづくりプログラム科

(標準コース:女性専用コース)CADものづくりサポート科

(企業実習付きコース)

機械メンテナンス科、住宅施工技術科、電気設備技術科、ものづくりプログラム科

〇ポリテクセンター旭川(旭川訓練センター)

(標準コース)

金属加工科、CADデザイン科、ビル管理技術科、電気設備技術科、ビジネスワーク科

(企業実習付きコース)

ものづくり機械科

〇ポリテクセンター函館(函館訓練センター)

(標準コース)

CADオペレーション科、ものづくり機械科、住宅リフォーム技術科、ビル管理技術科、電気設備技術科、 ビジネスワーク科

〇ポリテクセンター釧路(釧路訓練センター)

(標準コース)

建設荷役車両運転科、電気設備技術科、ビジネスワーク科

#### (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

〇ポリテクセンター北海道 (北海道職業能力開発促進センター) 訓練第一課 Tel 011-640-8761

URL : https://www3. jeed.go.jp/hokkaido/poly/

〇ポリテクセンター旭川 (旭川訓練センター) 訓練課 Tel 0166-48-2327

URL : https://www3. jeed.go. jp/asahikawa/poly/

〇ポリテクセンター釧路(釧路訓練センター) 訓練課 Tel 0154-57-5938

URL : https://www3. jeed.go. jp/kushiro/poly/

〇ポリテクセンター函館(函館訓練センター) 訓練課 Tel 0138-52-0323

URL : https://www3. jeed.go. jp/hakodate/poly/

# 道外からものづくり人材を確保したい!

#### ものづくり産業分野人材確保支援事業

ものづくり企業の I o T技術など専門的スキルを有する人材確保に向け、企業が負担する道外在住の求職者との面接に係る経費の一部を負担します。

#### 制度の内容等

ものづくり企業の道外人材確保に向けた取組を支援するため、ものづくり企業が道外在住の求職者と面接を行い、雇用契約を締結した場合、面接に係る経費(旅費)の一部を助成します。

#### ■対象経費

事業者が負担する道外在住の求職者との面接に係る旅費

#### ■補助金額(上限額)

雇用契約を締結した者1名につき5万円以内(通算限度額は1事業者につき10万円)

#### ■補助率

1/2以内

※事業実施は国の交付決定後となりますので、募集開始時期等は、下記URLを御確認ください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/monodukuri/dougai-jinzai-kakuho.htm

#### 対象者・対象事業者など

補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる業種の企業です。(主要業種・関連業種に該当する事業活動を行っていること)

指定主要業種	指定関連業種
輸送用機械器具製造業(E31)	繊維工業(E11)、化学工業(E16)、プラスチック 製品製造業(E18)、ゴム製品製造業(E19)
電子部品·デバイス電子回路製造業(E28)	情報通信機械器具製造業(E30)、通信業(G37)
電気機械器具製造業(E29)	金属製品製造業(E24)

#### 補助対象事業

事業者が道外において道外在住の求職者との面接を行い、面接後に期間の定めのない雇用契約を締結すること。ただし、次の各号のいずれの要件にも該当すること。

- 1 主に内部管理業務以外の業務に従事する者の雇用であること。
- 2 雇用契約にあっては、健康保険及び厚生年金保険、雇用保険の適用があること。
- 3 有給休暇の付与日数や、一日の労働時間など、労働基準法に沿った雇用契約が結ばれており、 就業規則も整備されていること。
- 4 週休2日(4週8日以上)の休日を設けていること。

※補助金とは別に、国、道又は市町村(国又は道からの交付金等を受けて補助する場合に限る。)から補助対象経費に対し、補助金等を受けている場合又は受ける予定となっている場合は、対象となりません。

北海道経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係 TEL 011-204-5323

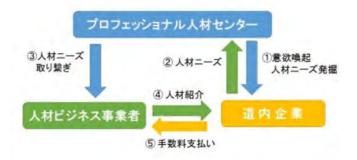
# プロフェッショナル人材を活用したい!

### プロフェッショナル人材センター運営事業

北海道プロフェッショナル人材センターでは、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性の向上などをリードするプロフェッショナル人材の採用または副業・兼業での活用をサポートします!

#### 制度の内容等

〇地域企業の人材確保や経営改善、事業展開等の課題を解決する人材ニーズを発掘し、副業・ 兼業人材の受け入れによる解決も含め、プロフェッショナル人材の活用ニーズを民間の人材 ビジネス事業者に取り次ぎ、マッチングをサポートします。



- 〇人材活用による経営改善やプロフェッショナル人材の活用事例を紹介するセミナーを開催します。
- ※プロフェッショナル人材とは

新たな商品・新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材。

#### 対象事業者など

企業の成長戦略を実現するため、以下のように新たな人材の活用を検討している方は、ぜひお気軽に北海道プロフェッショナル人材センターにご相談ください。

- 商品に自信があるが、新たな販路を開拓していく方法がわからない!
- 新製品・新技術の開発力を高めたい!
- 海外進出するために責任者がほしい!
- 経営を支える管理者がほしい!
- 後継者を中心に将来の経営体制を整えていきたい。
- 人事制度開拓のために、プロフェッショナル人材を一時的に活用したい!
- 期間を限定したプロジェクト単位での課題解決のために、副業・兼業人材を活用したい!

#### お問い合わせ先

プロフェッショナル人材センター TEL 011-233-1428

URL : https://pro-jinzai-hokkaido.jp

経済部 労働政策局 産業人材課 人材確保支援係 TEL 011-251-3896

# 東日本大震災の被災者を雇いたい!

#### 特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース)

東日本大震災による被災離職者等を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して1年以上雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れた場合に、賃金相当額の一部を助成します!

### 対象となる労働者

東日本大震災発生時に警戒区域等に居住していた者であって、震災後に安定した職業についたことがない被災離職者及び被災地求職者。

※「安定した職業についたことがない」とは、具体的には「週所定労働時間が20時間以上の労働者として同一事業所に6か月以上雇用されたことのない」ことをいいます。

### 支給額

1 一般労働者(週30時間以上)

支給額 : 60万円(大企業50万円) 助成期間: 1年(6カ月毎に1/2支給) 2 短時間労働者(週20時間以上30時間未満) 支給額 : 40万円(大企業30万円) 助成期間: 1年(6カ月毎に1/2支給)

※ この助成金の対象となる労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、

1事業所1回のみ上記支給額に加え、中小企業60万円(大企業50万円)を上乗せ助成する。

## ご利用方法

- ・平成23年5月2日以降の雇い入れであることが条件となります。 (平成26年4月1日以降要件変更あり)
- 対象労働者を1年以上継続して雇用(期間の定めのない雇用又は1年以上の契約期間の雇用)することが確実であると認められる事業主であるなどの要件があります。
- URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\_hisai.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\_hisai.html</a>

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3 F Tel 011-738-1056
- ・ハローワーク(公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 生活保護受給者等を雇いたい!

#### 特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)

ハローワークもしくは自治体が就労支援を行った生活保護受給者や生活困窮者を、ハローワーク又は 有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇 い入れた場合に、賃金相当額の一部を助成します!

## 対象となる労働者(雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る)

自治体が就労支援もしくは自治体の要請によりハローワークが就労支援している生活保護受給者及び生活 困窮者であって、自治体やハローワークが3か月を超えて支援している者(定められた就労支援期間内に就 職した者に限ります。)。

#### 支給額

1 短時間労働者以外

支給額 : 60万円 (大企業50万円) 助成期間: 1年 (6カ月毎に1/2支給)

2 短時間労働者

支給額 : 40万円(大企業30万円) 助成期間: 1年(6カ月毎に1/2支給)

### ご利用方法

ハローワークに求人提出する際に生活保護受給者や生活困窮者を雇い入れる意向があることを申し出てください。就労支援している生活保護受給者、生活困窮者であることを明らかにしてハローワーク等が職業紹介を行い雇い入れた場合など一定の条件に該当したときに、事業所管轄ハローワークもしくは北海道労働局が支給申請について案内します。

このほかにも、助成金の支給要件があります。本助成金の支給要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- · 北海道労働局職業安定部訓練室 Tel 011-738-5253
- ・ハローワーク(公共職業安定所)※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

(参照:特定求職者雇用開発助成金)

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\_seikatsu.html

# 地域に住む求職者を雇いたい!

#### 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域において、事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者を一定の条件で雇い入れた場合、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、一定の金額を助成します!

#### 助成額

設置・整備に要した費用(300万円以上)、雇入れ人数(3人以上(創業の場合は2人))に応じて、下記の金額を1年ごとに対象労働者の職場定着状況などを考慮の上、最大3回支給します。

※ 下表の額は左側が基本額、右側が生産性の向上が認められる場合の額、( )内は創業に該当する場合の支給額(1回目のみ( )内の額、2回目以降は、下表の左側または右側の額)

設置・整備に		対象労働者の増加人数()内は創業の場合			
要した費用	3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人以上	
300万円以上	48万円/60万円	76万円/96万円	143万円/180万円	285万円/360万円	
1,000万円未満	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)	
1,000万円以上	57万円/72万円	95万円/120万円	190万円/240万円	380万円/480万円	
3,000万円未満	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)	
3,000万円以上	86万円/108万円	143万円/180万円	285万円/360万円	570万円/720万円	
5,000万円未満	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)	
5,000万円以上	114万円/144万円	190万円/240万円	380万円/480万円	760万円/960万円	
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)	

- ◆中小企業事業主の場合、支給額の1/2を第1回目に上乗せ支給
- ◆生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。
- ◆「中小企業事業主」の範囲、「創業」と認められる場合、「対象労働者」と認められる労働者、「設置・整備費用」と 認められる対象経費にはそれぞれ要件があります。

### ご利用方法

・事業所の設置・整備や求職者の雇入れを行う前に所定の計画書(計画期間は最大18カ月)を提出し、その計画が完了した旨の届を提出するなど手続が必要です。

URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/chiiki">https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/chiiki</a> koyou. html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。 上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワーク等へ お尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター6F Tel 011-788-9152
- ・ハローワーク(公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 正社員採用を前提として試行的に雇用したい!

#### トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

業務遂行に当たっての適正や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を短期間(原則3か月間)試行的に雇用(トライアル雇用)する場合に、一定額を助成します!

## 助成額

試行雇用労働者1人につき月額最大4万円(最長3か月分) ただし、母子家庭の母等・父子家庭の父を対象とした場合は月額最大5万円 なお、雇用期間が1か月に満たない月がある場合は就労日数に応じた額を支給

## 対象となる労働者

「職業経験、技能、知識等から安定した職業に就くことが困難な求職者」であって、要件を満たし、トライアル雇用が必要であると認めた者

### ご利用方法

- ・トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める対象労働者を安定所・紹介事業所等 の紹介で雇い入れることが条件となります。
- ・障害者トライアルコースに関しては56ページをご参照ください。
- URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/trial\_koyou.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。 上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねくだ さい。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3 F Tel 011-738-1056
- ・ハローワーク (公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 季節労働者を通年で雇いたい!

#### 通年雇用助成金

### 季節的業務に就く者を通年雇用した事業主に対して助成します!

### 支給額

1 事業所内就業及び事業所外就業の場合

申請対象者1人あたり1対象期間に支払った賃金の1/2(第1回目は2/3) 限度額 1人あたり54万円(第1回目は71万円) 継続3回まで

2 業務転換の場合

申請対象者1人あたり業務転換を開始した日から6か月の期間に支払った賃金の1/3 限度額 1人あたり71万円 1回限り

3 休業の場合

1対象期間に支払った賃金及び、1休業期間に支払った休業手当(最大60日分)の1/3 (第1回目は1/2)

限度額 1人あたり54万円(新規継続労働者は71万円) 2回まで

4 職業訓練の場合

季節的業務に係る職業訓練の経費の1/2 (季節的業務以外の職業訓練は2/3) 限度額 1人あたり3万円(季節的業務以外は4万円) 3回まで

5 新分野進出の場合

事業所の設置等に要した経費の1/10

限度額 500万円 継続3回まで

6 季節トライアル雇用

トライアル雇用終了後、常用雇用に移行した日から6か月の期間に支払った賃金の1/2の額から、トライアル雇用により支給されたトライアル雇用助成金の額を減額した額 限度額 71万円 1回限り

### ご利用方法

厚生労働大臣が指定する業種(林業、建設業、水産食料品製造業等)の事業主が対象です。(季節トライアル雇用は指定業種以外の事業主が対象)

URL : https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/koyouantei.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。 上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへ お尋ねください。

- · 北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 № 011-738-1043
- ・ハローワーク(公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 不安定雇用を繰り返している求職者を雇いたい!

#### 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により十分なキャリア形成がなされなかったために 正規雇用労働者としての就業が困難な者をハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、 事前に対象労働者であることを確認したうえで、正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金 相当額の一部を助成します!

#### 対象労働者

以下のすべての要件を満たす者に限ります。

- ①雇入れ日現在の満年齢が35歳以上55歳未満の者
- ②雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、雇入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者
- ③職業紹介を受けた日に安定した職業に就いていない者であって、安定所・職業紹介事業者等において個別支援等の就労に向けた支援を受けている者
- ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

## 支給額

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として、6カ月毎に第1期、第2期に分けて次の金額を限度として支給されます。

大企業

支給額 50万円 … 第1・2期 各25万円

中小企業

支給額 60万円 … 第1・2期 各30万円

### ご利用方法

- ・以下の要件を全て満たす正規雇用労働者として雇用することが条件となります。
  - ①期間の定めのない労働契約を締結していること。
  - ②所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じで あること。
  - ③同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給 形態等の各労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。
- ・その他、正規雇用労働者の定義が就業規則等で明確に規定されていることなどの要件があります。
- URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158169\_00001.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3 F № 011-738-1056
- ・ハローワーク (公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 「年齢にかかわりなく働ける企業」を目指したい!

#### 高年齢者雇用に関する事業主への支援

「年齢にかかわりなく働ける企業」に向けて高年齢者の雇用管理の改善や多様な就業機会の確保 等に取り組む事業主に対して、高年齢者の雇用に関する技術的事項の相談・助言等を行います。

#### 制度の内容等

#### 〇相談・助言サービス

高年齢者雇用アドバイザー及び65歳超雇用推進プランナー(以下「高年齢者雇用アドバイザー等」と言います。)が企業を訪問の上、高年齢者の雇用を進めるための課題を把握・整理し、問題解決のための手順・方法等について、以下に関する専門的かつ技術的な相談・助言を行います。

- ・人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- ・職場改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- ・その他高齢者等の雇用問題に関すること

#### 〇制度改善提案

高年齢者雇用アドバイザー等が将来に向けた高年齢者の戦力化のために、65歳以上の定年引上げ や65歳を超えた継続雇用延長等の制度改善に関する具体的な提案を行います。

#### 〇企画立案等サービス

高年齢者雇用アドバイザー等が、その専門性を活かして人事・労務管理上の諸問題について具体的な解決案を作成し、高年齢者の継続雇用等を図るための条件整備を支援します。

また、中高齢従業員の就業意識の向上等を支援するために、研修プランをご提案し、研修を行います。

※ 高年齢者雇用アドバイザー及び65歳超雇用推進プランナーとは、高齢者の雇用に関する専門的 知識や経験等を持っている専門家です。

#### 費用

- ○相談・助言サービス及び制度改善提案は無料です。
- ○企画立案等サービスは有料ですが、費用の一部を当機構が負担します。
- ※詳細はお問い合わせください。

### (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道支部 高齢・障害者業務課 Tel 011-622-3351

URL: https://www.jeed.go.jp/elderly/employer/advisary\_services.html

# 高齢者や障がい者を雇いたい!

#### 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

高齢者、障がい者等の就職が特に困難な者を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れた場合に、賃金相当額の一部を助成します!

### 対象となる労働者(雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る)

60歳以上65歳未満の者、身体・知的・精神障がい者、母子家庭の母等、父子家庭の父など。

### 支給額

1 下記3及び5以外の対象者(60歳以上65歳未満の者、母子家庭の母等、父子家庭の父など)

※短時間労働者を除く

支給額 : 60万円(大企業50万円) 助成期間: 1年(6カ月毎に1/2支給)

2 1のうち短時間労働者

支給額 : 40万円(大企業30万円) 助成期間: 1年(6カ月毎に1/2支給)

3 下記5以外の身体障がい者、知的障がい者 ※短時間労働者を除く

支給額 : 120万円(大企業50万円)

助成期間: 2年(大企業1年)(6カ月毎に1/4(大企業1/2)支給)

4 上記3又は下記5のうち短時間労働者

支給額 : 80万円(大企業30万円)

助成期間: 2年(大企業1年)(6カ月毎に1/4(大企業1/2)支給)

5 重度障がい者、45歳以上の身体障がい者及び知的障がい者又は精神障がい者 ※短時間労働者を除く

支給額 : 240万円(大企業100万円)

助成期間: 3年(大企業1年6カ月)(6カ月毎に1/6(大企業1/3)支給)

### ご利用方法

- ・職業紹介を受けた日に失業等の状態にある者(雇用保険の被保険者でない者)を雇い入れることが条件となります。
- URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei konnan.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3 F № 011-738-1056
- ・ハローワーク(公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 高齢者を雇いたい!

#### 特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)

65歳以上の求職者をハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して1年以上 雇用する労働者(雇用保険の高年齢被保険者)として雇い入れる事業主に対し、賃金相当額の一部を助 成します!

## 対象労働者

- 以下の両方の要件を満たす者に限ります。
  - ①雇入れ日現在の満年齢が65歳以上の者
  - ②職業紹介を受けた日に失業等の状態にある者

### 支給額

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として、6カ月毎に第1期、第2期に分けて次の金額を限度として支給されます。

- ・対象労働者の一週間の所定労働時間が30時間以上 支給額70万円(大企業60万円)…第1・2期 各35万円(大企業各30万円)
- ・対象労働者の一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満 支給額 50万円(大企業40万円)…第1・2期 各25万円(大企業各20万円)

### ご利用方法

- ・対象労働者を1年以上継続して雇用(期間の定めのない雇用又は1年以上の契約期間の雇用)することが 確実であると認められる事業主であるなどの要件があります。
- URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\_kounenrei.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

- 上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。
  - ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3 F № 011-738-1056
  - ・ハローワーク(公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 高齢者の賃金制度を整備したい!

### 高年齡労働者処遇改善促進助成金

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善に向けて、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブルの増額改定に取り組む事業主に対して支給します。

### 算定対象労働者

- 事業所において高年齢労働者処遇改善促進助成金を受給しているすべての労働者
- ② 支給申請日時点において、継続して雇用されている労働者
- ③ 増額改定した賃金規定等が適用されている労働者

#### 主な支給要件

- ① 以下のAとBを算出し、Aに対するBの減少率が95%以上であることが確認できる事業主
  - A 賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月前6ヶ月間に算定 対象労働者が受給した増額改定前の賃金の額で算定した高年齢雇用継続給付金の総額
  - B 賃金規定等を増額改定後6ヶ月間に算定対象労働者が受給した増額改定後の賃金の額で算定 した高年齢雇用継続基本給付金の総額
- ② 就業規則や労働協約で定めるところにより賃金規定を増額改定し、増額改定後の賃金規定等を6ヶ月以上運用している事業主
- ③ 増額改定前の賃金規定等を6ヶ月以上運用していた事業主

### 支給金額

- ① 令和3年度及び令和4年度 上記AからBを引いた額に、4/5(中小企業以外は2/3)を乗じた額(100円未満切り捨て)
- ② 令和5年度及び令和6年度 上記AからBを引いた額に、2/3 (中小企業以外は1/2) を乗じた額(100円未満切り捨て)

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧いただくか、北海道労働局雇用助成金さっぽろセンター へお問い合わせください。

- ◆ 雇用助成金さっぽろセンター6F TEL:011-788-9132
- ◆ インターネットでの検索

高年齡労働者処遇改善促進助成金



◆ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/index\_00039.html 厚労省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 高年齢労働者処遇改善促進助成金

# 高齢者の定年を引き上げたい!

#### 65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)

高年齢者の雇用の促進を図るため定年の引き上げ等を行った事業主に対して国の予算の範囲内で助成金を支給します。

### 支給額

#### 【65歳以上への定年引上げ】【定年の定めの廃止】

#### ()は引上げ幅

$\prod$	措置内容		66歳~	~69歳	  定年の引上げ(70歳以上)又
11	60歳以上 被保険者数	65歳まで引上げ	(5歳未満)	(5歳以上)	は定年の定めの廃止
	10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円
ΙĽ	10人以上	30万円	35万円	105万円	160万円

#### 【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】

#### ()は引上げ幅

#### 【他社による継続雇用制度の導入】

()は引上げ幅

措置内容 60歳以上	66~69歳まで		70歳以上
被保険者数	(4歳未満)	(4歳)	700000
10人未満	15万円	40万円	80万円
10人以上	20万円	60万円	100万円

	66~69		
措置内容	(4歳未満)	(4歳)	70歳以上
支給額(上限額)	5万円	10万円	15万円

〇要した経費の1/2を助成(上限あり)

★定年引上げと、継続雇用制度の導入等を合わせて実施した場合の支給額はいずれか高い額のみとなります。

#### 対象者・対象事業者など

#### 【対象被保険者】

・支給申請日の前日において、当該事業主に各職種等における常時雇用する労働者として1年以上継続して 雇用される者であって60歳以上の被保険者であること。(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者 を除く)

#### 【対象事業主】

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ・労働協約又は就業規則を書面により定めていること。また、常時雇用する従業員が10名以上の事業所においては、就業規則を労働基準監督署へ届けていること。
- ・高年齢者雇用推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施していること。
- その他、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条及び第9条を遵守していることや雇用関係 助成共通の要件などいくつかの受給要件があります。

#### 定年引上げ等の実施

- ・就業規則等により、旧定年年齢を上回る65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、旧定年年齢及び継続雇用年齢を上回る希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入等のいずれかの制度を実施し、就業規則を労働基準監督署へ届け出ること。
- ・就業規則により定年の引き上げを実施する場合は専門家等に就業規則の改正を委託し経費を支出したこと。または労働協約により定年の引上げ等の制度を締結する場合はコンサルタントに相談し経費を支出したこと。
- ・改正した就業規則を労働基準監督署に届出を行うこと。

#### (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道支部 高齡・障害者業務課

TEL 011-622-3351

URL : https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/subsidy keizoku.html

# 高齢者の雇用管理制度を整備したい!

#### 65歳超雇用推進助成金(高年齢者評価制度等雇用管理改善コース)

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、高年齢者の雇用管理整備措置を実施した事業主に対して、国の予算の範囲内で助成金を支給します。

#### 支給額

支給対象経費(高年齢者の雇用管理整備措置の実施に必要な専門家への委託費・コンサルタントの相談等に要した経費のほか、措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費(その経費が50万円を超える場合は50万円)とし、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします。)の額に、次の助成率を乗じた額。

	中小企業事業主 の助成率	中小企業事業主以外 の助成率
生産性要件(※1)を満たした場合	75%	60%
生産性要件を満たさなかった場合	60%	45%

※1 生産性要件の算定方法等については、以下のページ(厚生労働省)をご参照ください。「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます。」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html

#### 主な受給要件

企業内における高年齢者の雇用の推進を図るための雇用管理整備の措置を、次の(1)~(5)により実施した場合に受給することができます。

- (1)「雇用管理整備計画書」を(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出して、計画内容について認定を受けること。
- (2)上記計画に基づき、高年齢者雇用管理整備の措置を実施し、当該措置の実施の状況及び雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月間の運用状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- (3)支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者(※2)であって、講じられた高年齢者雇用管理整備の措置により雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている者が1人以上いること。
- ※2 短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。
- (4)雇用管理整備の措置の実施に要した支給対象経費を支給申請日までに支払ったこと。(対象経費の詳細はお問い合わせください)。
- その他、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条及び第9条を遵守していることや雇用関係助成 共通の要件などいくつかの受給要件があります。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道支部 高齢・障害者業務課 Tel 011-622-3351

URL : https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/subsidy\_hyouka.html

# 有期契約労働者の高齢者を無期雇用労働者へ転換したい!

65歳超雇用推進助成金(高年齢者無期雇用転換コース)

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して国の予算の範囲内で助成金を支給します。

#### 支給額

対象労働者1人につき48万円(中小企業事業主以外は38万円)を支給。ただし、生産要件を満たす場合には対象労働者1人につき60万円(中小企業事業主以外は48万円)となります。

※生産性要件の算定方法等については、以下のページ(厚生労働省)をご参照ください。

「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます。」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html

### 主な受給要件

企業内における高年齢者の無期雇用転換を図るための「無期雇用転換計画」を、次の(1)~(4)によって実施した場合に受給することができます。

(1)無期雇用転換計画の認定

高年齢者の無期雇用転換ための次の[1]~[3]の要件を具備した「無期雇用転換計画書」を作成し、

- (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出してその認定を受けること。
- [1]無期雇用転換制度の整備

有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度(実施時期が明示され、かつ有期契約労働者として 平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以内の者を無期雇用労働者に転換するもの) を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定している事業主であること。

- [2]高年齢者雇用推進者の選任
- [3] 高年齢者の雇用管理に関する措置の実施(下記の(a)~(g) までの措置を1つ以上実施していること。
  - (a) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等(b) 作業施設・方法の改善
  - (c)健康管理、安全衛生の配慮 (d)職域の拡大 (e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
  - (f) 賃金体系の見直し (g) 勤務時間制度の弾力化
- (2)無期雇用転換の措置の実施
  - (1)の無期雇用転換計画に基づき、当該無期雇用転換計画の実施期間内に無期雇用への転換を実施したうえで、転換後6ヶ月分の賃金を支給していること。
- (3) 支給申請日において当該制度を継続して運用していること。
- (4) 転換日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、当該転換を行った事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合で離職させていないこと。
  - ※その他、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条及び第9条を遵守していることや雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道支部 高齢・障害者業務課

Tel 011-622-3351

URL : https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/subsidy muki.html

# 障がい者の雇用・職場定着・職場復帰に取り組みたい!

## 障がい者雇用支援事業

障がい者の雇用や職場定着を図りたい事業主・うつ病等精神疾患で休職中の方の職場復帰を円滑に進めたいとお考えの事業主等に対して、支援を実施しています。

#### 支援内容

○障がい者の雇用や職場定着、職場復帰に関する相談(事業主支援計画の策定)

障がい者の雇用や職場定着を検討されている事業主に対して、専門的なアドバイスを行っています。 【相談事例】

- ①雇用の相談:採用に向けて、何から取り組めば良いか?
- ②雇用管理サポーターの活用:職場環境の整備や雇用管理はどのようにすれば良いか?
- ③職務創出:障がい者にどんな仕事が合うのか?
- ④社員研修:上層部や職場の担当者に障がい者雇用の理解を得るためにはどうすれば良いか?
- ⑤職場適応支援:採用後、職場定着に向けて支援はしてもらえるのか?
- ※事業主のニーズに応じて、希望のメニューを組み合わせてご相談いただけます。
- ※ご相談の上、事業主支援計画を策定し、それに基づき支援を実施します。



希望に応じて、下記の支援に移行します

### 1 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援

事業主に対して、職場での障がい者との関わり方や指導方法等、雇用管理についての助言等を行います。

支援方法: 職場を訪問し、課題改善に向けての相談、助言を行います。雇用前から雇用後までご希望に応じ

て支援開始のタイミングを調整いたします。

支援期間:標準2~3ヶ月の支援期間を設定します。

対象者:障害者手帳の有無や障がい種別は問いません。

支援頻度: 必要に応じて、週1回~週4回程度、短時間~終日支援。状況に応じて相談の上、調整させてい

ただきます。

支援終了後:支援期間終了後は、フォローアップ支援に移行します。定期訪問や電話・メール等により状況

を確認の上、必要な支援を行います。

#### 2 職場復帰(リワーク)支援

職場復帰に向けたコーディネートを行い、適応力の向上や再発防止のための支援をしています。

支援方法:支援対象者(休職者)・事業主・主治医の三者合意に基づいて、職場復帰に向けた活動の進め方 や目標について合意形成(コーディネート)を図ります。その後、センター内での支援を実施しま

支援期間: 個別に設定しますが、標準的な支援期間(センター内での支援)は概ね3ヶ月程度です。

対象者:うつ病等の精神疾患で休職中の方、及びその方の雇用事業主

支援終了後: フォローアップ支援を行います。

#### ご利用方法

- 当センターの利用は無料です。
- まずは、下記までお気軽にお問い合わせください。
- ・当センターが実施している支援内容について詳しくお知りになりたい場合には、毎月、当センターが実施しております。利用説明会にもご参加いただけます(日程や予約方法等については下記ホームページをご覧ください)。

#### (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

北海道障害者職業センター(札幌本所) TEL 011-747-8231

北海道障害者職業センター(旭川支所) TEL 0166-26-8231

URL : https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hokkaido/

# 障がい者の雇用環境を整備したい!

### 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

事業主等が障がい者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理をはかるための特別な措置を行わなければ、障がい者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に、これらの事業主等に対して助成金を支給します。

#### 助成金の種類

助成金種別	助成金概要
障害者作業施設設置等	障がい者が業務を円滑に進められるように作業施設、設備等の整備を行う際にその費用の
助成金	一部を助成する助成金 (トイレ、スロープ、点字ソフト購入等)
障害者福祉施設設置等	障がい者の福利を充実させるために、福利厚生施設の整備等を行う際にその費用の一部を
助成金	助成する助成金 (休憩室、給湯室等)
障害者介助等助成金	障がいの種類や、程度に応じた雇用管理を行うために必要な介助等の措置を行う際にその 費用の一部を助成する助成金 (職場介助者の委嘱または配置、手話通訳・要約筆記担当者 等の委嘱、重度訪問介護サービス利用者等職場介助、障害者相談窓口担当者の配置助成金)
重度障害者等通勤対策	障がい者の通勤を容易にするための措置を行う際にその費用の一部を助成する助成金
助成金	(住宅・駐車場の賃借、重度訪問介護サービス利用者等通勤援助など)
重度障害者多数雇用事	重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を多数雇用する事業主が、障がい者のため
業所施設設置等助成金	に事業施設等の整備を行う際にその費用の一部を助成する助成金
職場支援員の配置	障がい者の業務の遂行に必要な援助や指導を行うため、職場支援員を配置(雇用)又は委嘱
又は委嘱助成金	した場合にその費用の一部を助成する助成金
職場復帰支援助成金	中途障がい者等に対して、職場復帰後の本人の能力に合わせて、以下の①~③の職場復帰のための措置を講じる場合にその費用の一部を助成する助成金 ①時間的配慮等、②職務開発等、③職務開発等に伴う講習
職場適応援助者助成金	障がい者の職場適応のために、企業在籍型職場適応援助者による支援を実施させた事業主に
(企業在籍型職場適応援助者)	対して助成する助成金

### 支給対象障がい者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、中途障がい者等(※)であって、週の所定労働時間が20時間以上(精神障がい者のあっては15時間以上)で、対象期間における各月ごとの実態の労働時間が80時間以上(精神障がい者にあっては60時間以上)の月が半分を超えていることにより判断します。

※助成金の種類によって発達障がい者、難病患者、高次脳機能障がい者が対象となる場合もあります。

#### 支給対象事業主等

障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業所であって、障がいの種類又は程度に応じた助成対象となる措置を実施する事業所の事業主等(※)。

(※) 重度障害者等通勤対策助成金は、事業主だけでなく事業主団体も対象となります。

#### ご利用方法

助成金を受けようとする事業主等は、定められた期間内に障害者助成金資格認定申請書及び助成金ごとに 定められている添付書類を、下記の担当窓口を経由して、当該機構本部に提出してください。 受給資格の認定後に、別途支給請求手続きが必要となります。

### 留意事項

- ・助成金ごとに対象障がい者の雇用継続義務期間、対象施設設備等使用義務期間があります。
- ・対象障がい者の雇用状況と施設設備の使用状況を確認するために支給決定日から1年後と2年後の雇用継続 義務期間経過後に実施状況報告書等を提出していただきます。
- ・助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。 詳細は下記機構HPを参照願います。

#### (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道支部 高齢・障害者業務課

Tel 011-622-3351

URL : https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/

# 障がい者を雇用したい!

#### トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)

就職が困難な障がい者を短期間(約3~6か月間)試行的に雇用(トライアル雇用)する場合に、一定額を助成します!

### 支給額

1 障害者トライアルコース

対象労働者1人当たり月額4万円(最大3か月)

ただし、精神障害者を雇い入れる場合は、支給対象期間が最大6か月となり、最初の3か月は月額8万円、残り3か月は月額4万円の支給となります。

欠勤等により就労日数が就労予定していた日数より少ない場合は減額支給又は不支給になる場合があります。

2 障害者短時間トライアルコース

対象労働者1人当たり月額4万円(最大12か月)

※ 障害者短時間トライアルコースとは

ハローワークに求職登録している精神障がい者・発達障がい者を、原則3カ月以上12カ月以内、週10時間以上20時間未満の雇用契約で雇い入れ、同期間中に週20時間以上働くことを目指していきます。

#### 対象労働者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難治性疾患患者等

## ご利用方法

・ハローワークの紹介により対象労働者を障害者トライアル雇用、または障害者短時間トライアル雇用として雇入れることが条件となります。

URL: https://www.mhlw.go.jp/sejsakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/shougai\_trial.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ·北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 Tel 011-738-1053
- ・ハローワーク (公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 発達障がい者や難治性疾患患者を新たに雇いたい!

#### 特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

発達障がい者及び難治性疾患患者を常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を報告する事業主に対し、賃金相当額の一部を助成します!

### 対象労働者

次のイ又は口に掲げるもの。ただし、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である者を除きます。

- イ 医師の診断書等により、発達障がい者であることが確認できる者
- ロ 難治性疾患を有する者 (障害者総合支援法の対象疾病と同じ)

#### 助成額

短時間労働者以外の者

支給総額 120万円 (大企業50万円)

第1期~第4期 各30万円(4回) (大企業は第1期・第2期 各25万円(2回))

・短時間労働者(1週間当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満)

支給総額 80万円(大企業30万円)

第1期~第4期 各20万円(4回) (大企業は第1期・第2期 各15万円(2回))

### ご利用方法

- 対象労働者をハローワークの紹介により一般被保険者として雇入れ、助成金支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められることが必要です。
- ・ハローワーク職員が事業所訪問を行い、雇用管理等の状況を確認及び指導することとなります。
- URL: https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou/roudou/koyou/kyufukin/hattatsu\_nanchi.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ·北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 Tel 011-738-1053
- ・ハローワーク (公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 人材育成に関する研修・セミナーを受けたい!

#### 産業人材育成研修情報提供事業

道内各機関が実施している産業人材育成に関する研修・セミナー情報を収集し、ポータルサイトにおいて提供しています!

### 提供する情報の内容

一次産業、二次産業及び三次産業における人材育成に関する研修・セミナーの情報を研修・セミナーポータルサイト(北海道産業人材育成ネットワーク内)にて提供しています。

### ご利用方法

- ・下記URLより研修・セミナー情報を参照できます。
- ・下記URLから利用者登録を行ってください。随時受付しています。登録を行うと、新着情報・サイトに 載らない更新情報についてお知らせするほか、研修・セミナーの要望を受付し、研修実施機関における実 施を検討します。
- URL: http://www.hrd.pref.hokkaido.jp/match/index.html

北海道経済部 労働政策局 産業人材課 産業訓練係 Tel 011-204-5357

# 在職者の職業訓練について相談したい!

#### 在職者職業訓練総合相談窓口

従業員の技能・能力向上をお考えの企業の方へ、在職者を対象とした職業訓練の各種情報や訓練担当窓口のご案内と併せて北海道労働局が取り扱う訓練関係の助成金制度についてご説明いたします。

## 事業内容

〇 北海道労働政策協定を踏まえ、平成28年1月28日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

●職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度

(実施機関:北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

●助 成 金

人材開発支援助成金

(実施機関:北海道労働局)

# 社員の人材育成について相談したい!

#### 人材育成プラン

事業主団体及び事業主の方々が従業員に対して教育訓練を効果的に実施できるよう、職業能力の開発及び向上に関する相談・支援を行っています。

相談では、計画的・効率的な人材育成のために、職業能力開発体系を活用した「人材育成プラン」を提案いたします。

## 人材育成プランの流れ

「職業能力開発体系」を活用した人材育成プランづくりの流れは、「仕事の見える化」、「能力の見える化」、「目標の見える化」、「能力開発の見える化」の順で進めていきます。

- 1. 仕事の見える化(仕事に必要な職業能力は何か?)
- 2. 能力の見える化(個人ごとにどの仕事がどの程度できるか?)
- 3. 目標の見える化(個人ごとに次の能力開発の目標は何か?)
- 4. 能力開発の見える化(能力開発をどのように進めるか?)

職業能力開発体系を活用した「人材育成プランのご提案」の流れについては、「人材育成のパートナー」のリーフレットに詳細を記載しております。「人材育成のパートナー」のリーフレットからダウンロードしてご覧ください。 https://www.jeed.go.jp/js/jigyonushi/om5ru8000000584n-att/om5ru8000000594k.pdf

### よくあるご質問(Q&A)

- Q1. 人材育成のメリットは何ですか。
- A1. 従業員のスキルアップにより生産性の向上や事業の拡大が期待できます。また、従業員のモチベーションが向上し、職場定着率の向上にもつながります。
- Q2. 職業能力開発体系とは何ですか。
- A2. 職業能力の開発及び向上に向けて、人材育成をどのように計画的・効果的に進めるかについて整理するためのツールです。仕事・作業に必要な職業能力(知識、技能・技術)を段階的・体系的に整理した「職業能力の体系」と、それらを身につけるための訓練カリキュラムを同様に整理した「職業訓練の体系」からなっています。このうち「職業能力の体系」は、人材開発支援助成金等の厚生労働省の助成金における「汎用性のある評価基準」に定められています。
- Q3. どのように人材育成を支援してもらえますか。
- A3. 従業員の人材育成における課題解決のために、職業能力開発体系を活用して4つの「見える化」の流れで従業員の職業能力の開発及び向上に関する支援を行います。御社のご要望にあわせて、ハロートレーニング(在職者訓練)の実施、テクノインストラクター(職業訓練指導員(講師))派遣、機器設備等をご利用いただけます。
- Q4. 費用はかかりますか。
- A4. 「人材育成プラン」は無料でご提案いたします。

#### (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

○ポリテクセンター北海道 (北海道職業能力開発促進センター) 訓練第二課 TEL 011-640-8823

URL : https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/

○ポリテクセンター旭川 (旭川訓練センター) 訓練課 TEL 0166-48-2327

URL : https://www3. jeed.go.jp/asahikawa/poly/

〇ポリテクセンター釧路(釧路訓練センター) 訓練課 Tel 0154-57-5938

URL : https://www3.jeed.go.jp/kushiro/poly/

〇ポリテクセンター函館 (函館訓練センター) 訓練課 Tel 0138-52-0323

URL : https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/

○北海道ポリテクカレッジ(北海道職業能力開発大学校)援助計画課 № 0134-62-3551

URL : https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/college/

# 従業員の人材育成をしたい!

#### 生産性向上支援訓練

あらゆる産業分野の生産性向上に効果的なカリキュラムにより、企業が生産性を向上させるために必要なスキルを習得する職業訓練です。個別企業の課題に合わせてカリキュラムをカスタマイズする訓練コースや地域のニーズを踏まえた訓練コースを設定し、専門的知見を有する民間機関等に委託して実施します。

## 生産性向上支援訓練の3つのポイント

①訓練を受講して生産性アップ

生産性向上のために必要な課題解決や現場力強化につながる様々なカリキュラムをご用意しています。 カリキュラムは、各企業の課題・ニーズにあわせて内容をカスタマイズできます。

②オーダーメイドで訓練を実施

日程や訓練会場などのご要望にあわせて、生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が訓練をコーディネートします。

訓練時間は4~30時間の範囲内で、ご要望にあわせて設定できます。

③受講しやすい料金設定

受講料は1人当たり2,000円~6,000円(税別)です。

さらに、生産性向上支援訓練を従業員に受講させた事業主は、人材開発支援助成金を利用して経費及び賃金の助成を受けることができます。

※助成金の受給には、一定の要件(訓練対象者の職務と訓練内容の関連が認められること、10時間以上の訓練であること等)を満たす必要があります。

### 訓練分野と主なコース

#### A: 生産・業務プロセスの改善

工程管理のポイントや見直し及び改善を行う際の課題とその解決方法など、生産管理や生産現場の業務プロセス改善に必要となる知識や手法の習得を主な目的としています。

【例】 生産現場の問題解決、RPA活用、テレワークを活用した業務効率化 など

#### B:横断的課題

既存の業務の効率化や業務の改善、あるいは70歳以上の就業機会の確保に向けて中高年齢者の役割の変化への対応やノウハウ継承に必要となる知識や手法の習得を主な目的としてます。

【例】組織力強化のための管理、業務効率向上のための時間管理、後輩指導力の強化と中堅・ベテラン従業員の役割 など

#### C:売上げ増加

マーケティングや広報戦略、新商品の企画・開発やサービスの高付加価値化を実現するために必要となる 知識や手法の取得を主な目的としています。

【例】マーケティング志向の営業活動の分析と改善、提案型営業手法/実践 など

### D:IT業務改善

生産性を向上させるための手段としてITを利活用する上で必要となるネットワーク、データ活用、情報発信、情報倫理・セキュリティに関する知識や手法の習得を主な目的としています。

【例】 表計算ソフトのマクロによる定型業務の自動化、集客につなげるホームページ作成 など

### (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

〇ポリテクセンター北海道 生産性向上人材育成支援センター Tel 011-640-8828

URL : https://www3. jeed.go.jp/hokkaido/poly/biz/

〇ポリテクセンター旭川 (旭川訓練センター) 訓練課 Tel 0166-48-2327

URL : https://www3.jeed.go.jp/asahikawa/poly/

○ポリテクセンター釧路(釧路訓練センター) 訓練課 ℡ 0154-57-5938

URL : https://www3. jeed.go.jp/kushiro/poly/

〇ポリテクセンター函館 (函館訓練センター) 訓練課 Tel 0138-52-0323

URL : https://www3. jeed.go.jp/hakodate/poly/

○北海道ポリテクカレッジ(北海道職業能力開発大学校)援助計画課 ℡ 0134-62-3551

URL: https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/college/

# 社員の専門的知識や技能・技術を向上させたい!

#### 能力開発セミナー(在職者訓練)

企業の生産現場が抱える問題解決のために、機械系、電気・電子系、居住系の"ものづくり分野" を中心として、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの、実習を中心とした訓練コー スを体系的に実施しています。

#### 能力開発セミナーの概要

企業の成長・発展には、競争力及び経営資源を強化する「人材育成」が欠かせません。当機構では、 企業の生産現場で働く在職者が抱える課題解決のため、生産性の向上や業務の改善、新たな製品の創造 に必要な専門的知識及び技能・技術を習得する職業訓練を実施しています。能力開発セミナーは、中小 企業等の生産活動等をリードする指導的・中核的立場にある方又はその候補者の方々の人材育成を目的 とした短期間(2日~5日)の職業訓練です。

## 能力開発セミナーの特徴

- ①ものづくりに関わる中小企業等の皆様の職業能力の開発と高度化に向けた人材育成を支援します。
- ②ものづくりに関する仕事の品質及び生産性の向上・改善を目指したコースを提供します。
- ③各コースは少人数(標準定員10名程度)で、学科と実技を融合した実践的な訓練カリキュラムで 構成しています。
- ④個々の専門分野を段階的かつ体系的に習得するカリキュラムで構成しています。
- ※ものづくり分野の訓練とは

訓練には、直接生産型(加工、組立、設計、工事、施工、検査等)と間接支援型(生産管理、品質管理、設備保全、教 育訓練、安全衛生等)とそれらにIT技術とその基盤となる技術を含めた職業能力を習得する訓練があります。

### 主な能力開発セミナーコース

#### 〇機械系

2次元CADによる機械設計技術、実践機械製図、3次元CADを活用したアセンブリ技術、切削 加工の理論と実際、旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤プログラミング技術、NC旋盤 加工技術、マシニングセンタ加工技術、被覆アーク溶接技能クリニック、精密測定技術

〇電気・電子系

シーケンス制御による電動機制御技術、PLCプログラミング技術、有接点シーケンス制御の実 践技術、電気設備の総合的設計技術、一般用電気工作物の施工技術、製造現場におけるLAN活用技 術、トランジスタ回路の設計・評価技術、センサ回路の設計技術、組込みシステムにおけるプログラ ム開発技術、タブレット型端末を利用した通信システム構築

〇居住系

実践建築設計2次元CAD技術、BIMを用いた建築生産設計技術、住宅の音響性能測定技術、 高齢者配慮住宅のリフォーム計画実践技術、木造住宅における許容応力度設計技術、 冷媒配管の施工と空調機器据付け技術、トラブル事例から学ぶ各種管の加工・接合技術、 自動火災報知設備工事の施工・保守技術、有接点シーケンス回路の電源技術と動作保全技術

能力開発セミナーのご案内: https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/copy\_of\_about.html

「ホームページに掲載されているコースを受けたいが、日程が合わない。」「自社の実情や目的に合った研 修を実施したい。」等のご要望に対し、オーダーコースとしてセミナーを実施することも可能です。

各ポリテクセンター等にお問い合わせください。

### (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

〇ポリテクセンター北海道 (北海道職業能力開発促進センター) 訓練第二課 Ta 011-640-8823

URL : https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/

〇ポリテクセンター旭川(旭川訓練センター) 訓練課 Tel 0166-48-2327

URL : https://www3.jeed.go.jp/asahikawa/poly/

〇ポリテクセンター釧路(釧路訓練センター) 訓練課 Tel 0154-57-5938

URL : https://www3. jeed.go. jp/kushiro/poly/

〇ポリテクセンター函館(函館訓練センター) 訓練課 Tel 0138-52-0323

URL : https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/

〇北海道ポリテクカレッジ(北海道職業能力開発大学校)援助計画課 屆 0134-62-3551

URL : https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/college/company/society/

# 従業員の能力向上に取り組みたい!

## 能力開発セミナー(在職者訓練)

従業員の能力の向上に取り組む企業を対象に、道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校が各地で能力開発セミナーを開催します!

学院名		訓練科目	日 程	内 容	実施地
		Androidアプリ開発科	7. 20 <b>~</b> 7.31	Androidアプリ開発	札幌市
		2級管工事科	8.24~10.16	2級管工事施工管理技士	札幌市
+1 +1	<b>∌</b>	消防設備科	1.19~ 1.20	消防設備	札幌市
札帧	忙	ホームページ作成基礎科	8.18~8.30	ホームページ作成基礎	岩内町
		VBAプログラム科	11.11~12.9	VBAプログラム	美唄市
		3D測量データ活用科	9.28~9.29	3D測量データ活用	滝川市
函館		機械製図科	2.1~ 2.15	製図基礎	函館市
		木工科	6.5~ 6.6	施工法(建具)	旭川市
+0 1	ı.	木工科(1級・2級コース)	6.12~ 6.13	施工法(家具製作)	旭川市
旭 川	ı	建設経理科	10.4~10.29	建設業経理士2級	旭川市
		土木科	2.14~ 2.18	2級土木施工管理技士	旭川市
		観光サービス科 I	5.14 <b>~</b> 5.15	SNS活用とデザイン基礎	利尻町
		電気設備科	9.24~ 12.5	第一種電気工事士	稚内市
	椎内	自動車整備科	7.8 <b>~</b> 9.10	二級ガソリン	稚内市
	作品內	配管科	1.14~1.15	建築配管	稚内市
		観光サービス科Ⅱ	1.18~3.8	入門ビジネス英会話	中川町
		塗装科 ほか	7.16 <b>~</b> 7.17	建築塗装	稚内市
		ワード初級科	6.1 <b>~</b> 6.15	ワード基礎・応用	遠軽町
		ワード中級科	7.13 <b>~</b> 8.26	3級ワープロ技士受験対策	遠軽町
   北	<b>∃</b>	ケアマネ受験対策科	8.23~9.29	介護支援専門員試験受験対策	網走市
16 9	L	介護福祉士受験対策科	9.30~11.11	介護福祉士試験受験対策	網走市
		介護リスクマネジメント科	11.10~12.1	感染予防事故防止対策	網走市
		溶接技術科	2.17~ 2.18	溶接技能者評価試験受験対策	北見市
		OA事務科	6.7 <b>~</b> 6.30	ワード基礎	室蘭市
室 〕	ā	OA事務科	7.12 <b>~</b> 8.5	エクセル基礎	室蘭市
		OA事務科	8.23 <b>~</b> 9.7	パワーポイント基礎	室蘭市
		電気工事科(第二種)	5.6 <b>~</b> 5.27	第二種電気工事士学科講習	苫小牧市
苫小4	攵	自動車整備科	6.7 <b>~</b> 9.7	整備技術習得講習	苫小牧市
		電気工事科(第一種)	9.7~ 9.21	第一種電気工事士学科講習	苫小牧市
		OA事務科	6.10 <b>~</b> 7.13	エクセル応用	帯広市
帯が	<u> </u>	電気工事科	9.3~ 9.29	電気工事基礎	帯広市
"		経理事務科	10.1~10.29	建設簿記概論	帯広市
		電気工事科Ⅱ	11.12~11.30	電気工事応用	帯広市
	_	観光ビジネス科	8月中旬~10月下旬	中国語講座	釧路市
釧路		電気工事科	9月上旬~9月中旬	第一種電気工事士試験対策(学科)	釧路市
		電気工事科	11月中旬~11月下旬	第一種電気工事士試験対策(技能)	釧路市
障害者校		OAワード科	6月~6月	オフィスソフト実用	札幌市
		OAビジネス科	6月~7月	オフィスソフト実用	旭川市
		ビジネスマナー科	7月~7月	コミュニケーション技法	札幌市
		コミュニケーション科	9月~9月	交流スキル基礎	旭川市
		OAエクセル科	10月~11月	オフィスソフト実用	札幌市
		ビジネスマナー科	10月~11月	コミュニケーション技法	旭川市

## ご利用方法

- ・受講料は無料です。※テキスト代等の実費負担あり(500円~10,000円程度)
- ・各高等技術専門学院・障害者職業能力開発校又は下記までお問い合わせください。
- URL : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/kidou\_hoka.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/kidou\_hoka.htm</a>

北海道経済部 労働政策局 産業人材課 公共訓練係 Tel 011-204-5358

# 企業の課題やニーズを踏まえた研修を受けたい!

## 中小企業大学旭川校の研修制度

(独)中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学校旭川校は、道内中小企業の人材育成をサポートするため、中小企業の経営者・経営幹部、管理者、後継者等を対象に、道内中小企業の課題や地域ニーズを踏まえた研修を行っています!

## 2021年度研修事業計画(44コース)

	研修コース名	研修日程	受講料 (税込み)	
1	センウス米廷ではこフロの護座 ツ ハ ねっざり	2021年4月15日(木)~2021年4月16日(金)	39,000円	
1	あらゆる業種で使える5S講座 ※インターバル	2021年5月13日(木)~2021年5月14日(金)	39,000	
2	財務が楽しくなる決算書の読み方講座	2021年4月19日(月)~2021年4月21日(水)	32,000円	
3	チームマネジメントカ強化講座	2021年4月26日(月)~2021年4月28日(水)	32,000円	
4	中堅管理者研修・春	2021年5月10日(月)~2021年5月12日(水)	32,000円	
5	明日からできる!問題発見・解決力実践講座	2021年5月17日(月)~2021年5月19日(水)	32,000円	
6	経営に活かす!人材育成の進め方	2021年5月19日(水)~2021年5月21日(金)	32,000円	
7	新任管理者研修·春	2021年5月24日(月)~2021年5月27日(木)	39,000円	
8	リスク管理の考え方・基本編(札幌開催)	2021年5月26日(水)~2021年5月27日(木)	22,000円	
9	生産現場の問題発見講座	2021年6月2日(水)~2021年6月4日(金)	32,000円	
10	人も会社も成長できる組織の作り方	2021年6月7日(月)~2021年6月9日(水)	32,000円	
11	社員が生き生き!IT活用の進め方(札幌開催)	2021年6月8日(火)~2021年6月9日(水)	22,000円	
12	コーチングの考え方・取り組み方	2021年6月10日(木)~2021年6月11日(金)	22,000円	
13	経営に活かす!利益・資金計画策定講座	2021年6月14日(月)~2021年6月16日(水)	32,000円	
14	人と組織を動かすコミュニケーション講座	2021年6月16日(水)~2021年6月18日(金)	32,000円	
15	若手リーダー研修	2021年6月21日(月)~2021年6月23日(水)	32,000円	
16	誰でも取り組める!販路開拓の進め方	2021年6月24日(木)~2021年6月25日(金)	22,000円	
17	生産性を向上させる仕事の進め方・基本編(札幌開催)	2021年6月29日(火)~2021年6月30日(水)	22,000円	
		2021年7月5日(月)~2021年7月8日(木)		
18 経		2021年8月2日(月)~2021年8月5日(木)	298,000円 日(木)	
	経営管理者養成コース	2021年9月6日(月)~2021年9月9日(木)		
	在呂官珪石後成コース	2021年10月4日(月)~2021年10月7日(木)		
		2021年11月8日(月)~2021年11月11日(木)		
		2021年12月6日(月)~2021年12月9日(木)		
19	経営トップセミナー I (札幌開催)	2021年7月7日(水)	16,000円	
20	財務分析の進め方	2021年7月12日(月)~2021年7月14日(水)	32,000円	
21	売上げアップを目指すWebサイト活用講座	2021年7月15日(木)~2021年7月16日(金)	22,000円	
22	ビジネスコミュニケーションとリーダーシップ	2021年7月19日(月)~2021年7月21日(水)	32,000円	

	研修コース名	研修日程	受講料 (税込み)
23	実践で学ぶ!生産性を向上させる仕事の進め方	2021年7月26日(月)~2021年7月28日(水)	32,000円
24	部下のやる気と能力を引き出す指導法	2021年8月25日(水)~2021年8月27日(金)	32,000円
25	営業力を高める! 新規顧客へのアプローチ	2021年9月1日(水)~2021年9月3日(金)	32,000円
26	リーダーシップ強化講座	2021年9月13日(月)~2021年9月15日(水)	32,000円
27	中堅管理者研修·秋	2021年10月18日(月)~2021年10月20日(水)	32,000円
28	新任管理者研修・秋	2021年10月25日(月)~2021年10月28日(木)	39,000円
29	企業法務講座(札幌開催)	2021年11月4日(木)~2021年11月5日(金)	22,000円
30	インサイドセールス講座	2021年11月15日(月)~2021年11月16日(火)	22,000円
31	人事・労務管理の基本と実務	2021年11月24日(水)~2021年11月26日(金)	32,000円
32	生産管理講座	2021年12月1日(水)~2021年12月3日(金)	32,000円
33	会計情報活用講座(札幌開催)	2021年12月2日(木)	16,000円
34	顧客の期待を超える!提案営業の進め方	2021年12月13日(月)~2021年12月15日(水)	32,000円
35	あらゆる業種で使える5S講座・基本編(札幌開催)	2022年1月12日(水)~2022年1月13日(木)	22,000円
36	トラック運送業の業務改善講座	2022年1月17日(月)~2022年1月18日(火)	22,000円
37	人材定着の考え方・進め方	2022年1月24日(月)~2021年1月26日(水)	32,000円
38	経営トップセミナー Ⅱ	2022年1月27日(木)~2022年1月28日(金)	16,000円
39	建設業のための現場管理者養成講座	2022年2月2日(水)~2022年2月4日(金)	32,000円
40	財務が楽しくなる決算書の読み方講座・基本編(札幌開催)	2022年2月8日(火)~2022年2月9日(水)	22,000円
41	次世代トップリーダー研修	2022年2月14日(月)~2022年2月16日(水)	32,000円
42	事業継続計画(BCP)の作り方	2022年2月21日(月)~2022年2月22日(火)	22,000円
43	チームカ向上!ファシリテーションカ強化講座(札幌開催)	2022年2月24日(木)~2022年2月25日(金)	22,000円
44	ヒューマンエラー対策講座	2022年3月2日(水)~2022年3月4日(金)	32,000円

※その他サテライト・ゼミ・追加研修につきましては、旭川校ホームページをご参照ください。

中小企業大学校旭川校の研修受講に際しては、「人材開発支援助成金」や、市町村・商工会議所・商工会・信用金庫等の助成制度がご利用いただけます。講座によっては該当しない場合がありますので、詳しくは事前に 北海道労働局や各機関へお問い合わせください。

## ご利用方法

下記をご参照の上、各研修のご案内ページからお申し込みください。

URL : https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/

# 労働者のキャリア形成を進めたい!

#### 人材開発支援助成金

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注:()内は中小企業以外	生産性用件を満たす場合(※5)
特定訓練コース	事業主 事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する 訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) について助成	◎OFF-JT 経費助成:45(30)% 【60(45)%[※2]】 賃金助成:760(380)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:665(380)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:60(45)% 【75(60)%[※2]】 賃金助成:960(480)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:840(480)円/時・人
一般訓練コース	事業主 事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:30% 賃金助成:380円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:45% 賃金助成:480円/時・人
教育訓練休暇付与コース	事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入 し、労働者が当該休暇を取得し て訓練を受けた場合に助成	◎定額助成:30万円	◎定額助成∶36万円
		・長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得 実績が生じた場合に助成	<ul><li>◎経費助成(定額):20万円</li><li>◎賃金助成</li><li>〈有給の場合に限る〉</li><li>6,000円/日・人</li></ul>	<ul><li>◎経費助成(定額):24万円</li><li>◎賃金助成</li><li>&lt;有給の場合に限る&gt;</li><li>7,200円/日・人</li></ul>
特別育成訓練コース (旧キャリアアップ助 成金人材育成コース) (※3)	事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:実費(※4) 賃金助成:760(475)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:760(665)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:実費(※4) 賃金助成:960(600)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:960(840)円/時・人

- ※1 ①特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)
  - ②認定実習併用職業訓練
- ※2 雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合 セルフ・キャリアドック制度導入企業の場合
- ※3 非正規雇用労働者が対象
- ※4 一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)
- ※5 生産性要件に該当する場合は、別途支給申請が必要となります。

詳しくは、ホームページをご覧いただくか、雇用助成金さっぽろセンター(北海道労働局)へお問い合わせください。

- ◆雇用助成金さっぽろセンター6階 Tel:011-788-9070
- ◆インターネットでの検索

人材開発支援助成金



◆ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 >雇用関係助成金 > 7. 人材開発関係の助成金 > 人材開発支援助成金(各コース)

# 非正規雇用労働者をキャリアアップさせたい!

#### キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施 した事業主に対して助成金を支給します!

## 正社員化コース

○ 有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成

< >は生産性の向上が認められる場合の額、( )内は大企業の額~以下全コースに適用

#### <助成額>

- ① 有期→正規: 1人当たり57万円 <72万円> (42万7,500円<54万円>)
- ② 有期→無期: 1人当たり28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)
- ③ 無期→正規: 1人当たり28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>) <①~③合わせて1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで>
  - ※ 正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含みます。
  - ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者または多様な正社員として直接雇用した場合に助成額を加算
    - ①③:1人当たり28万5,000円<36万円>(大企業も同額)加算
  - ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父を転換等した場合に助成額を加算 (転換等した日において母子家庭の母等又は父子家庭の父である必要があります) 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合に助成額を加算 (転換等した日において35歳未満である必要があります)
    - いずれも①: 1人当たり95,000円<12万円>、②③: 47,500円<60,000円>(大企業も同額)加算
  - ※ 勤務地・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換又は 直接雇用した場合に助成額を加算
    - ①③:1事業所当たり95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>)<1事業所当たり1回のみ>

#### 障害者正社員化コース

○ 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合に助成

支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象 期間	各支給対象期における 支給額
	有期雇用から正規雇用 への転換	120万円 (90万円)		60万円 × 2期 (45万円 × 2期)
重度身体障害者、重度 知的障害者および精神 障害者	有期雇用から無期雇用 への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円× 2期)
7400	無期雇用から正規雇用 への転換	60万円 (45万円)	4 /5	30万円 × 2期 (22.5万円× 2期)
重度以外の身体障害者、	有期雇用から正規雇用 への転換	90万円 (67.5円)	1年 (1年)	45万円 × 2期 (33.5万円※× 2期) ※第2期の支給額は34万円
重度以外の知的障害者、 発達障害者、難病患者、 高次脳機能障害と診断	有期雇用から無期雇用 への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)
された者	無期雇用から正規雇用 への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)

支給対象者1人あたり、上記の額を支給します。

支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期といいます。

## 賃金規定等改定コース

- 〇 すべてまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給した場合に助成
  - ・すべての有期雇用労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数が 1人~3人: 95,000円<12万円> ( 71,250円<90,000円>)

4人~6人: 19万円<24万円> (14万2,500円< 18万円>) 7人~10人: 28万5,000円<36万円> ( 19万円< 24万円>)

11人~100人: 1人当たり28,500円<36,000円> (19,000円<24,000円>)

・一部の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数が 1人~3人: 47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>)

4人~6人: 95,000円< 12万円> (71,250円<90,000円>)7人~10人:14万2,500円< 18万円> (95,000円< 12万円>)

11人~100人: 1人当たり14,250円<18,000円> (9,500円<12,000円>)

- く1年度1事業所当たり100人まで、申請回数は1年度1回のみ>
  - ※ 中小企業において3%以上増額改定した場合に助成額を加算
    - すべての賃金規定等改定: 1人当たり14,250円<18,000円>
    - ・一部の賃金規定等改定: 1人当たり 7,600円 < 9,600円 >
  - ※ 職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合

1事業所当たり19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)を加算(1事業所当たり1回のみ)

## 賃金規定等共通化コース

- O 有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、 適用した場合に助成
  - 1事業所当たり57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) <1事業所当たり1回のみ>
  - ※ 共通化した対象労働者(2人目以降)について、助成額を加算
    - ・対象労働者 1 人当たり20,000円<24,000円> (15,000円<18,000円>) <上限20人まで>

#### 諸手当制度等共通化コース

- 〇 有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した、または有期雇用労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに設け、延べ4人以上実施した場合に助成
  - 1事業所当たり38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)<1事業所当たり1回のみ>
  - ※ 共通化した対象労働者(2人目以降)について、助成額を加算

(加算の対象となる手当は、対象労働者が最も多い手当1つとなります。)

- 対象労働者1人当たり15,000円<18,000円>(12,000円<14,000円>)<上限20人まで>
- ※有期雇用労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合は除きます。
- ※ 同時に共通化した諸手当(2つ目以降)について、助成額を加算 (原則、同時に支給した諸手当について、加算の対象となります。)
  - ・諸手当の数 1 つ当たり16万円<19.2万円>(12万円<14.4万円>) <上限手当まで>

## 選択的適用拡大導入時処遇改善コース

- 〇 労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした事業主に助成
  - ①1事業所当たり19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)<1事業所当たり1回のみ>
  - ②措置該当日

2%以上 3%未満 :1人当たり 19,000円< 24,000円> (14,000円< 18,000円>) 3%以上 5%未満 : 1人当たり 29,000円< 36,000円> (22,000円< 27,000円>) 60,000円> (36.000円< 5%以上 7%未満 : 1人当たり 47.000円< 45.000円>) 7%以上 10%未満 : 1人当たり 66,000円< 83.000円> (50.000円< 63,000円>) 10%以上 14%未満 : 1人当たり 94,000円<11万9,000円>(71,000円< 89.000円>) : 1人当たり13万2,000円<16万6,000円>(99,000円<12万5,000円>) 14%以上

- <1事業所当たり1回のみ、支給申請上限人数は45人まで>
  - ③措置該当日以降に有期雇用労働者等の生産性の向上を図るための取組(研修制度や評価の仕組みの導入) を行った場合に助成額を加算
    - 1事業所当たり10万円(7万5,000円) <1事業所当たり1回のみ>
  - ※ 本コースは、令和4年9月30日まで(従業員数が100人を超える事業所については、①及び③の助成 について令和3年9月30日まで)の時限措置となります。

## 短時間労働者労働時間延長コース

- 短時間労働者の週所定労働時間を延長するとともに、処遇の改善を図り、新たに社会保険を適用した 場合に助成
  - ・短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し新たに社会保険に適用した場合1人当たり22万5,000万円<28万4,000万円>(16万9,000円<21万3,000万円>)
    - ※令和4年9月30日までの間、支給額を増額しています。
  - ・労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長するとともに基本給を昇級し、 新たに社会保険に適用した場合
    - ※令和4年9月30日までの時限措置となります。

```
1時間以上2時間未満:1人当たり 45,000円< 57,000円>( 34,000円< 43,000円>) 2時間以上3時間未満:1人当たり 90,000円<11万4,000円>( 68,000円< 86,000円>) 3時間以上4時間未満:1人当たり13万5,000円< 17万円>(10万1,000円<12万8,000円>) 4時間以上5時間未満:1人当たり 18万円<22万7,000円>(13万5,000円< 17万円>)
```

<1年度1事業所当たり支給申請上限人数は45人まで>

※令和4年9月30日までの間、上限人数を緩和しています。

#### その他

- ◆ 助成金の利用に当たっては、雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置し、事前に「キャリアアップ計画」を作成したうえで、管轄労働局長の認定を受ける必要があります。
- ◆ 生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。
- ◆ キャリアアップ助成金の申請様式等については、厚生労働省ホームページを参照ください。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/part\_haken/jigyounushi/career.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・雇用助成金さっぽろセンター6F(北海道労働局) Tel 011-788-9071
- ・ハローワーク (公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

## 働き方改革を進めたい!

## 「北海道働き方改革推進支援センター」 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

中小企業・小規模事業者を対象とした取り組むべき「働き方改革」について、労務管理や経営管理の 専門家による相談や個別訪問支援などを実施します。

### 名称•所在地等

#### 北海道働き方改革推進支援センター

札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階

TEL: 0800-919-1073 (フリーダイヤル)

メール: hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com

URL: <a href="https://public.lec-jp.com/hataraki-hokkaidou/">https://public.lec-jp.com/hataraki-hokkaidou/</a>

午前9時~午後5時(土・日・祝日を除く)

### 主な支援内容

■ 社会保険労務士等の専門家が常駐し、無料で相談窓口が利用できます。

「北海道働き方改革推進支援センター」は、社会保険労務士等の専門家が常駐し、残業時間の縮減、非正規労働者の待遇改善、人手不足への対応、同一労働同一賃金への対応、利用可能な助成金など、事業者へのアドバイスを行います。

- <u>社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家が会社を訪問し、就業規則見直し等の技術的支援をします。</u> 賃金制度見直し等の技術的支援が必要な場合は、専門家が直接あなたの会社を訪問し、無料で就業規則・給与 規定・賃金テーブル・福利厚生等の見直しについて専門的なアドバイスを行います。(最大6回まで)
- 事業主向けセミナーを実施します。

働き方改革に関連する各種テーマについて、セミナーを実施します。

■ その他、「働き方改革」推進のための様々な支援を行っています。

労働時間制度の見直し、生産性の向上、人材確保・育成などについて、問題解決のための改善提案を行います。

#### 主な相談内容

- ◇ 労使間で残業時間の取り決めを行う36協定について詳しく知りたい。
- ◇ 人手不足を解消するために出来ることをアドバイスがほしい。
- ◇ 働き方改革に対応した就業規則・給与規定・賃金テーブル等の改訂についてアドバイスがほしい
- ◇ 働き方改革を実施するに当たり、利用できる助成金が知りたい
- ◇ 同一労働・同一賃金への対応について知りたい
- ◇ テレワークを導入したいが、社内規定や労使協定の作り方、手続きがわからない

### 相談方法

相談希望の方は、まずは専用電話又はメールでご連絡ください。

北海道働き方改革推進センター

Tel 0800-919-1073

北海道労働局 雇用環境·均等部 指導課 Tel 011-709-2715

# 人材確保や職場定着について相談したい!

### ジョブカフェ北海道

ジョブカフェ北海道では、企業に対する個別相談や、求職者に対する道内就職促進のための各種事業を通して、人材確保・職場定着に係る支援を行っています。

### 所在地、利用時間

【場 所】札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル7階

【利用時間】月~金:10:30~19:00 土:10:00~17:00 (日曜、祝日、年末年始は休館)

☆ジョブカフェ北海道と、同ビル7階に設置された「札幌わかものハローワーク」、9階に設置された「札幌新卒応援 ハローワーク」は、『北海道わかもの就職応援センター"みらいっぽ"』として、一体的な就職支援を実施しています。

#### 提供サービス

※主なもの

支担	支援対象者 支援メニュー		内 容	実施場所
		企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個 別相談を行います。	札幌
	企	企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企 業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを提供します。	札幌
	業	内定者向け研修	新規大学卒業者のうち就職内定者を対象に、ビジネスマナーや職場での円滑な人間関係の構築など、ビジネスパーソンに必要なスキルについて意識させるセミナーを実施します。 ※厚生労働省委託事業	札幌、函館 旭川、釧路 帯広、北見
	全年齢	求人情報の発信	ジョブカフェ北海道のホームページで、「ジョブカフェ北海道 パートナーズ※」の求人情報を発信するほか、札幌及び各地 方拠点の施設内にも掲出しています。	道内
		職業体験 (インターンシップ)	就職後のミスマッチを防ぐため、求職者を職場体験へ誘導します。	札幌
求	高校 1~2 年生	就職前職業ガイダンス	就職活動前の学生(主に高校1~2年生。進学予定者含む。)に対し、地域の産業や業種について体験や実演を通して理解を深めてもらう機会を創出します。	道内6圏域 各1回以上
者	若年者	企業見学会·交流会	ものづくり産業等の理解・就業促進のため、企業見学会及び 社員との交流会を実施します。	札幌、函館 旭川、釧路 帯広、北見
	(44歳 以下)	合同企業説明会	ものづくり産業等の理解・就業促進のため、合同企業説明会 を実施します。(参加者・企業に対する事前セミナー含む。)	札幌、函館 旭川、釧路 帯広、北見

◎上記以外の支援メニューや詳細については、ジョブカフェ北海道ホームページをご覧ください。

※「ジョブカフェ北海道パートナーズ」とは、ジョブカフェ北海道の活動にご賛同・ご協力いただける企業です。 新規の場合は求人情報の提供をして頂き、支援対象者や各事業に該当する企業に対して ジョブカフェより情報提供いたします。なお、登録及び各サービス利用料は無料です。 (登録しない場合も、支援メニューは利用できます。)

ジョブカフェ北海道 Tel 011-209-4510 URL: http://www.jobcafe-h.jp/

# 働き方改革やテレワークの導入について相談したい!

## 働き方改革関連特別相談窓口の設置

働き方改革やテレワークに関する地域の中小企業等の相談対応の強化を図るため、本庁及び各 (総合)振興局に相談窓口を設置し、国と連携した専門家による相談・助言等を行う。

### 制度の内容等

### (相談事例)

- ・働き方改革関連法への対応について ・道職員による相談(常設)
- 各種助成金の申請支援

#### (対応)

- ・専門家による巡回相談(月1回程度)
- ・テレワーク導入時の労務管理等について・専門家による個社支援(相談内容に応じ随時)

など

#### 設置場所

名 称		所 在 地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0060
石狩振興局商工労働観光課	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033	小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610	旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585	留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097–8558	稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2925
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588	根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829
経済部労働政策局雇雇用労政課 働き方改革推進室	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5354

#### 費用

費用は無料です。

北海道 経済部 労働政策局 雇用労政課 働き方改革推進室 就業環境係 TEL 011-204-5354

# 従業員の賃金を引き上げたい!

### 業務改善助成金

中小企業・小規模事業者が、生産性を向上させるための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を20円以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

## 制度の内容等

- I 支給対象は、事業場内最低賃金(※)と地域別最低賃金の差額が30円以内の中小企業・小規模事業者です。(事業場規模100人以下の事業場)
  - ※ 事業場内最低賃金とは、事業場内で最も低い時間当たり賃金額のことをいいます。
- Ⅱ 主な支給要件
  - 1(1) 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる計画(賃金引上計画)を策定すること。
    - (2) 生産性向上のための設備投資等の計画(業務改善計画)を策定すること。
  - 2(1) 助成金交付申請後に、就業規則等に引上げ後の事業場内最低賃金を規定すること。
    - (2) 計画に基づき改正した就業規則等に基づき、引上げ後の賃金を支払うこと。
    - (3) <u>助成金交付決定後に</u>、計画に基づく機器・設備等の導入・業務改善・費用支払いを行うこと。 ※<u>単なる経費削減のための経費、施設の老朽化・破損に伴う設備の入れ替え等、対象経費とならないものがあります</u>。
    - (4)解雇、賃金引下げ等、不交付とする事由がないこと。

## 主な申請手続き・助成率・上限額・活用事例

- I 主な申請手続き
- 1 助成金交付申請 賃金引上及び業務改善計画を策定し、交付申請書を労働局へ提出
- 2 <u>実績報告</u> 労働局の交付決定後に、<u>計画を実施し、その実績を労働局へ報告(※)</u>
  - ※ 交付決定前に支出した経費は助成対象経費になりません。
- 3 助成金支払請求 労働局の助成金確定通知後に、助成金支払請求書を労働局へ提出
- 4 状況報告 実績報告後の状況について労働局へ報告
- Ⅱ 助成率・上限額
- 生産性向上のための設備投資等に要した費用に助成率を乗じて算出した額(※)を助成します。
- ※ 当該額が助成の上限額を上回る場合は、上限額までとなります。
- <u>助成率</u> 事業場内最低賃金900円未満:4/5 (生産性要件を満たした場合:9/10)※ 事業場内最低賃金900円以上:3/4 (生産性要件を満たした場合:4/5)※
- ※ ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

上限額 事業場内最低賃金の賃上げ労働者数に応じて次のとおりです。

コース区分	引上げ額	引き上げるタ	<b>労働者数</b>		
		1人	2~3人	4~6人	7人以上
20円コース	20円以上	20万円	30万円	50万円	70万円
30円コース	30円以上	30万円	50万円	70万円	100万円
60円コース	60円以上	60万円	90万円	150万円	230万円
90円コース	90円以上	90万円	150万円	270万円	450万円

#### Ⅲ 活用事例

- 1 多機能付きレジスターを導入することで、レジ作業にかかる時間が短縮され、生産性が向上した。
- 2 POSレジシステムを導入することで、接客にかかる時間が短縮され、生産性が向上した。

等

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているものではありません。 詳しくは下記あてお問合せください。

北海道労働局 雇用環境·均等部 企画課 TEL 011-788-7874

# 雇用管理制度等を整備して職場定着に取り組みたい!

#### 人材確保等支援助成金

雇用管理制度の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と魅力ある職場の創出を目的としています。

#### 雇用管理制度助成コース

事業主が、新たに認定された雇用管理制度(<u>評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度</u>、 <u>メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ)</u>)に取り組み、離職率を目標値以上に低下させた場合に、目標達成助成として57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を支給します。

### 介護福祉機器助成コース

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成(介護福祉機器の導入費用の20%(生産性要件を満たした場合は35%)

(上限150万円)) を支給します。

## 人事評価改善等助成コース

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通して、生産性の向上、賃金アップ 及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するもので、目標達成助成として80万円を支給します。

#### 外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備(就業規則の多言語化など)を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して整備に要した費用の1/2(上限57万円)を支給します。

## テレワークコース

- 良質なテレワークを新規導入し、実施することにより労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果を上げた中小企業事業主を支援する助成金です。
- <対象となる取り組み>
- ①就業規則・労働協約:労使協定の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング
- ③テレワーク用通信機器の導入・運用 ④労務管理担当者に対する研修 ⑤労働者に対する研修 〈支給額〉
- 機器等導入助成:支給対象経費の30%(※)
- 目標達成助成: 支給対象経費の20% (生産性要件を満たした場合は35%) (※)
- ※次のいずれか低い方の金額が上限額:①100万円 又は ②20万円×対象労働者数 注)テレワークコースに係る支給要件や申請手続きの詳細については、北海道労働局雇用環境・均等 部企画課へお尋ねください(Ta: 011-788-7874)

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧いただくか、北海道労働局雇用助成金さっぽろセンターへお問い合わせください。

- ◆ 雇用助成金さっぽろセンター6F TEL: 011-788-9132
- ◆ インターネットでの検索

人材確保等支援助成金

検索

◆ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_07843.html

厚労省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働

> 雇用 > 人材確保対策 > 人材確保等支援助成金のご案内

## 職業生活と家庭生活の両立支援や女性活躍に取り組みたい!

## 両立支援等助成金

従業員の職業生活と家庭生活の両立の取組を支援する助成金(I出生時両立支援コース、I介護離職防止支援コース、II 育児休業等支援コース、IV 女性活躍加速化コース、V新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース、VI 不妊治療両立支援コースがあります。)

### 制度の内容等

### ※下記のく >内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。詳しくは厚生労働省HPをご確認ください。

#### Ⅰ 出生時両立支援コース

男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主及び育児目的休暇を新たに導入し男性労働者に利用させた事業主に支給します。

①取組かつ育休1人目 中小企業 連続5日以上 57万円<72万円>

中小企業以外 連続14日以上 28.5万円<36万円>

②育休2人目以降 中小企業 5日以上14日未満 14.25万円<18万円>

(1年度10人目までの育休取得) 14日以上1か月未満 23.75万円<30万円>

1か月以上 33. 25万円 < 42万円 >

中小企業以外 14日以上1か月未満 14.25万円<18万円>

1か月以上2か月未満 23.75万円<30万円>

2か月以上 33. 25万円 < 42万円 >

③育児目的休暇 中小企業 合計5日以上 28.5万円<36万円>

中小企業以外 合計8日以上 14.25万円<18万円>

#### Ⅱ 介護離職防止支援コース

介護支援プランを策定し、プランに基づき介護休業の取得・職場復帰に取り組んだ、または介護のための柔軟な就労形態制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

- 介護休業(合計5日以上)の利用取得時28.5万円<36万円> 復帰時28.5万円<36万円>
- 介護両立支援制度(合計20日以上)の利用28.5万円<36万円>
- 新型コロナウイルス感染症対応特例(合計5日以上) 5日以上10日未満 20万円

10日以上 35万円

#### Ⅲ 育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った事業主に支給します。

①育休取得時 ②職場復帰時:「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合(①及び②ともに、それぞれ28.5万円<36万円>)

【職場支援加算】育休取得者の業務を代替する職場の労働者に、業務代替手当等を支給するとともに残業抑制のための業務の見直しなどの職場支援の取組をした場合 19万円<24万円>

- ③代替要員確保時:育児休業取得者を育児休業終了後に原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合(1人当たり47.5万円<60万円>) 【有期契約労働者加算】育児休業取得者が期間雇用者の場合(9.5万円<12万円>)
- ④職場復帰後支援:法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を新たに導入し、利用者が生じた場合
- ・子の看護休暇制度 制度<u>導入時</u>28.5万円<36万円> 制度<u>利用時</u> 休暇1時間1,000円<1,200円>×時間・保育サービス費用補助制度 制度導入時28.5万円<36万円> 制度利用時 事業主負担費用の3分の2の額
- ※上記①~④は、中小企業事業主のみ対象
  - ⑤新型コロナウイルス感染症対応特例:小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合 1人当たり5万円

#### Ⅳ 女性活躍加速化コース ※ 業種に関わりなく、常時雇用する労働者が300人以下の事業主のみ

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」及び「数値目標」の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定し、女性が活躍しやすい職場環境の整備等の取組を行い、目標を達成した事業主に支給します。

数值目標達成時 47.5万円<60万円>

#### V 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、当該有給休暇を取得させた事業主に支給します。

- ■令和2年5月7日から令和4年1月31日までの期間で、次の全ての条件を満たした事業主が対象です。
- ①当該有給休暇の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて全ての労働者に周知していること
- ②当該休暇を合計して20日以上取得させていること
- ■助成内容

対象労働者1人当たり 28.5万円 (1事業所あたり5人まで)

■申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和4年2月28日まで

#### VI 不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度の利用しやすい環境整備に取り組み、労働者の相談に対応し、休暇制度等を取得又は利用させた中小企業事業主に支給します。

- ・環境整備、休暇の取得等(合計5日(回)以上)28.5万円<36万円>
- ・長期休暇の加算(20日以上連続取得)1人当たり28.5万円<36万円>

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているものではありません。 詳しくは下記あてお問合せください。

北海道労働局 雇用環境·均等部 企画課 TEL 011-788-7874

# 労働時間等の改善により働き方改革に取り組みたい!

#### 働き方改革推進支援助成金

時間外労働の上限規制等に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減等に取り組む中 小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対し助成します。

#### 制度の内容等

#### Ⅰ 労働時間短縮・年休促進支援コース(申請期限 11月30日(火))

中小企業事業主が、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備を実施す る場合に支給します。(以下①~③の成果目標から1つ以上を選択して実施する。)

- ①全ての対象事業場において、月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。
- ②特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、 不妊治療のための休暇)のいずれか1つ以上を全ての対象事業場に新たに導入すること。
- ③時間単位の年次有給休暇制度を、全ての対象事業場に新たに導入させること。

<支給額> 成果目標の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。 (補助率は3/4又は4/5。上限額は最大①100万円、②・③50万円。)

## Ⅱ 勤務間インターバル導入コース(申請期限 11月30日(火))

中小企業事業主が、成果目標(勤務間インターバル(※)の導入・拡充)のための取組を実施する場合に支給 します。

- ※ 勤務間インターバルとは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く 方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るものです。
- <支給額> 成果目標を達成した場合、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。 (補助率は3/4又は4/5。上限額は最大100万円。)

#### Ⅲ 労働時間適正管理推進コース(申請期限 11月30日(火))

中小企業事業主が、生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備のための取組 を実施する場合に支給します。(以下①~③の成果目標の**全てを達成する**。)

- ①新たに勤怠(労働時間)管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合 管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を採用すること。
- ②新たに賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することを就業規則等に規定すること。
- ③「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に係る研修を労働者及び 労務管理担当者に対して実施すること。

<支給額> 成果目標の達成状況に応じて、支給対象となる取組に要した経費の一部を助成します。(補助率 は、3/4又は4/5。上限額は最大50万円)

#### Ⅳ 団体推進コース(申請期限11月30日(火))

1年以上の活動実績がある事業主団体等が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主(「構成事 業主」)の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合 に支給します。

<支給額> 対象経費の合計額、総事業費から収入額を控除した額及び上限額(500万円又は1,000万円) のうち、いずれか低い方の額

## 利用の流れ

次の①から③の順に手続きを行います。

- ①「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、北海道労働局雇用環境・均等部企画課に提出。
- ②交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施。※**交付決定前の取組は支給対象外です。**
- ③労働局に支給申請。

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているものではありません。

詳しくは下記あてお問合せください。

北海道労働局 雇用環境·均等部 企画課 TEL 011-788-7874

# テレワークを導入したい!

## テレワーク環境整備事業費補助金

テレワークの普及・定着のため、厚生労働省の「人材確保等支援助成金」に上乗せ補助を実施します。

## 事業の内容等

区分		内 容
補助率	20%	
上限額	65万円	厚生労働省の「人材確保等支援助成金(テレワークコー ス)」に上乗せ補助
対象者数	250社	

## 対象者・対象事業者など

厚生労働省の「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」に採択された事業者

## 人材確保等支援助成金(テレワークコース)の概要

	区分		内容
	目的	良質なテレワー 管理改善等の推	-クを新規導入・実施による、労働者の人材確保や雇用 t進
	対象者	新たにテレワー	-クを導入する中小企業主
	対象経費	① テレワーグ	<sup>7</sup> 用通信機器の導入·運用
		② 労務管理担	当者、労働者に対する研修
		③ 外部専門家	マニュー マイ・マイ・マイ・マイ・マイ・マイ・マイ・マイ・マイ・マイ・マイ・マイ・マイ・マ
		④ 就業規則等	Fの作成・変更
助世	機器等導入助成	助成率:30% ※以下のいず れか低い方の 金額が上限額 100万円又は 20万円×対象 労働者数	〇以下のどちらかに該当 ・評価期間に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施 又は
助成額・無			・評価期間に対象労働者のテレワーク実施回数が週平均 1 回以上
要件		助成率:20% ※以下のいず	〇以下両方を満たした場合に加算(令和4年度支給)
	   目標達成助成	れか低い方の 金額が上限額 100万円又は	・評価期間後1年間の離職率≦計画提出前1年間離職率
		20万円×対象 労働者数	・評価期間後1年間の離職率が30%以下

北海道 経済部 労働政策局 雇用労政課 働き方改革推進室 就業環境係 TEL 011-204-5354

# 問い合わせ先

## ■経済産業省関係

団体	体名	所在地	電話番号
北海道経済産業局		札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011(709)2311
産業部	中小企業課	<pre>URL : https://www.hkd.meti.go.jp/index.htm</pre>	
産業部	経営支援課		
(独)中小企業基盤整備	<b></b>	札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌t゙ル6階	011(210)7471
北海道本部 企業	支援部 企業支援課	<pre>URL : https://www.smrj.go.jp/regional_hq/hokkaido/index.html</pre>	
中小企業大学校旭川校		旭川市緑が丘東3条2丁目2-1	0166(65)1200
		URL: https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/	

### ■厚生労働省関係

団体名	所在地	電話番号
北海道労働局	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階・6階	3階
職業安定部 職業対策課	URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/	011(738)1056
※雇用助成金さっぽろセンター	※雇用助成金さっぽろセンター	6 階
	ハローワーク札幌、札幌東、札幌北、江別の助成金の申請受理	011(788)9132
北海道労働局	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階	011(738)5253
職業安定部訓練室	URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/	
北海道労働局	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階	011(788)7874
雇用環境・均等部 企画課	<pre>URL : https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/</pre>	
北海道労働局	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階	011(709)2715
雇用環境・均等部 指導課	<pre>URL : https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/</pre>	
北海道働き方改革推進支援センター	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階	0800(919)1073
	URL: https://public.lec-jp.com/hataraki-hokkaidou/	
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号	代表
北海道支部	北海道支部	011(640)8822
	URL: <a href="https://www.jeed.go.jp/location/shibu/hokkaido/">https://www.jeed.go.jp/location/shibu/hokkaido/</a>	
北海道職業能力開発促進センター	ポリテクセンター北海道	訓練第一課
(ポリテクセンター北海道)	<pre>URL: https://www3. jeed.go.jp/hokkaido/poly/</pre>	011(640)8761
訓練第一課		訓練第二課
訓練第二課		011(640)8823
生産性向上人材育成支援センター		生産性センター
		011(640)8828
高齢・障害者業務課	ポリテクセンター北海道内	011(622)3351
	<pre>URL: https://www.jeed.go.jp/location/shibu/hokkaido/01_ks.html</pre>	
旭川訓練センター	旭川市永山8条20丁目3-1	訓練課
(ポリテクセンター旭川)	URL: <a href="https://www3.jeed.go.jp/asahikawa/poly/">https://www3.jeed.go.jp/asahikawa/poly/</a>	0166(48)2327
釧路訓練センター	釧路市大楽毛南4丁目5-57	訓練課
(ポリテクセンター釧路)	<pre>URL : https://www3. jeed.go.jp/kushiro/poly/</pre>	0154(57)5938
函館訓練センター	函館市日吉町3丁目23-1	訓練課
(ポリテクセンター函館)	URL: <a href="https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/">https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/</a>	0138(52)0323
北海道職業能力開発大学校	小樽市銭函3丁目190	援助計画課
(北海道ポリテクカレッジ)	URL: https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/college/	0134(62)3551
北海道障害者職業センター	札幌市北区北24条西5-1-1札幌サンプラザ5階	011(747)8231
札幌本所	<pre>URL : https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hokkaido/</pre>	
北海道障害者職業センター	旭川市4条通8丁目右1号 LEE旭川ビル5階	0166(26)8231
旭川支所	<pre>URL : https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hokkaido/</pre>	

### ■道内ハローワーク

	安定所名	所在地	電話番号
札	幌	札幌市中央区南10条西14丁目	011(562)0101
		URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo.html	. ,
		北海道ビジネスサポート・ハローワーク	011(200)1622
		札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9階	, ,
		※助成金の活用に関する案内・相談	
札၊	幌 東	札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10	011(853)0101
		<pre>URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo.html</pre>	, ,
	江別出張所	江別市4条1丁目	011(382)2377
札၊	幌 北	札幌市東区北16条東4丁目3-1	011(743)8609
		<pre>URL : https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo.html</pre>	
函	館	函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎 分庁舎	0138(26)0735
		<pre>URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/_119652/</pre>	, ,
	江差出張所	檜山郡江差町字姥神町167 江差地方合同庁舎	0139(52)0178
	八雲出張所	二海郡八雲町相生町108番地8 八雲地方合同庁舎	0137(62)2509
旭		旭川市春光町10-58	0166(51)0176
	, ,	URL:https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/asahikawa/	
	富良野出張所	富良野市緑町9-1	0167(23)4121
帯	広	帯広市西5条南5丁目2	0155(23)8296
.,,		URL:https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/obihiro.html	
	池田分室	中川郡池田町西2条2丁目10番地	015(572)2561
北	見	北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎	0157(23)6251
, .	76	URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00112.html	1107(20)020
	遠軽出張所	紋別郡遠軽町1条通北4丁目	0158(42)2779
	美幌分室	網走郡美幌町仲町1丁目44番地	0152(73)3555
紋		紋別市南が丘町7丁目45−33	0158(23)5291
	,,,,	URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00089.html	0130(23)3271
小	楢	小樽市色内1丁目10番15号	0134(32)8689
/1,	14	URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/otaru.html	0134(32)8089
	余市分室	余市郡余市町大川町2丁目26番地	0135(22)3288
滝		滝川市緑町2丁目5番1号	0125(22)3416
他	<i>)</i> 'I	URL:https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00088.html	0123(22)3410
	砂川出張所	砂川市西 6 条北 5 丁目 1	0125(54)2147
		深川市1条18番10号	0125(54)3147
釧	深川分室 路	銀路市富士見3丁目2番3号	0164(23)2148
ווענ	μП		0154(41)1201
<u> </u>	古台	URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00098.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00098.html</a> 室蘭市海岸町1丁目20番地28	0142(22)9(90
室	蘭		0143(22)8689
	(A) 本八 中	URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00127.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00127.html</a> 伊達市網代町 5 番地 4	0142(22)2024
共	伊達分室 見 沢	岩見沢市5条東15丁目 岩見沢地方合同庁舎	0142(23)2034
40 .	)L 1/		0126(22)3450
稚	内	URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00168.html	01(2(24)1120
<b>个</b> 压	L1	稚内市末広4丁目1番25号	0162(34)1120
ш	+	URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00082.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00082.html</a> 岩内郡岩内町字相生199番地の1	0125((2)12(2
岩	内		0135(62)1262
		URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00122.html	0.4.0.5 (0.0) 0.0.4.0
留	俱知安分室 萌	虻田郡倶知安町南1条東3丁目1番地 倶知安地方合同庁舎	0136(22)0248
田	明	留萌市大町2丁目12番地 留萌地方合同庁舎	0164(42)0388
-		URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00079.html	04 (54 (0) 400 (
名	寄	名寄市西 5 条南 1 0 丁目 2 - 2	01654(2)4326
	I BULLIANCE	URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00093.html	046-7-5
\_D-	士別出張所	士別市東4条3丁目	0165(23)3138
浦	河	浦河郡浦河町堺町東1丁目5番21号	0146(22)3036
		URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00096.html	
Arre	静内分室	日高郡新ひだか町静内御幸町2丁目1-40 ショッピングセンターピュア3階	0146(42)1734
網	走	網走市大曲1丁目1番3号	0152(44)6287
ļ		URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00074.html	
苫	小 牧	苫小牧市港町1丁目6番15号 苫小牧港湾合同庁舎	0144(32)5221
ı		URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00084.html	1

根	室	根室市弥栄町1丁目18番地 根室地方合同庁舎4階	0153(23)2161
		URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00076.html	
	中標津分室	標津郡中標津町東2条南2丁目1番地1 中標津経済センタービル	0153(72)2544
千	歳	千歳市東雲町4丁目2-6	0123(24)2177
		<pre>URL:https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00117.html</pre>	
	夕張出張所	夕張市本町5丁目5番地	0123(52)4411

## ■北海道関係

■北海道関係 団体		所在地	電話番号
北海道経済部	食産業振興課	札幌市中央区北3条西6丁目	代表
	経済企画課	URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/	011(231)4111
	中小企業課		
	産業振興課		
	環境・エネルギー室		
	雇用労政課		
	産業人材課		
空知総合振興局	商工労働観光課	岩見沢市8条西5丁目	0126(20)0061
		URL: http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/	
石狩振興局	商工労働観光課	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011(204)5827
		URL: http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/	
後志総合振興局	商工労働観光課	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136(23)1362
		URL: http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/	, ,
小樽商工労働事務	听	小樽市富岡1丁目14番13号	0134(22)5525
胆振総合振興局		室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143(24)9589
		URL: http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/	
日高振興局	商工労働観光課	浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146(22)9282
		URL: http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/	
渡島総合振興局	商工労働観光課	函館市美原4丁目6番16号	0138(47)9459
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	URL: http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/	
檜山振興局	商工労働観光課	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139(52)6641
		URL: http://www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/	
上川総合振興局	商工労働観光課	旭川市永山6条19丁目1番1号	0166(46)5940
		URL: http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/	
留萌振興局	商工労働観光課	留萌市住之江町2丁目1-2	0164(42)8440
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	URL: http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/	
宗谷総合振興局	商工労働観光課	稚内市末広4丁目2-27	0162(33)2528
		URL: http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/	
オホーツク総合振興局	商工労働観光課	網走市北7条西3丁目	0152(41)0636
		URL: http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm	
十勝総合振興局	商工労働観光課	帯広市東3条南3丁目	0155(27)8537
		URL: http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/	
釧路総合振興局	商工労働観光課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154(43)9181
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	URL: http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/	
根室振興局	商工労働観光課	根室市常盤町3丁目28番地	0153(24)5619
		URL: http://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/	
(公財) 北海道中小企	業総合支援センター	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011(232)2001
		URL: https://www.hsc.or.jp/	
	道南支部	函館市桔梗町379番地 北海道立工業技術センター 内	0138(82)9089
	十勝支部	帯広市西3条南9丁目1番地 帯広商工会議所内	0155(67)4515
	釧 根 支 部	釧路市大町1丁目1番地1号 釧路商工会議所内	0154(64)5563
	道北支部	旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	0166(68)2750
	日胆支部	室蘭市東町4丁目28番1号	0143(47)6410
	オホーツク支部	北見市北3条東1丁目2番地	0157(31)1123
(地独) 北海道立総合		札幌市北区北19条西11丁目	011(747)2900
. 340 1314/2-3/61		URL: http://www.hro.or.jp/	(, 1, )=2 00
工業試験場・ものづ	くり支援センター	札幌市北区北19条西11丁目	011(747)2345
	· / /////	URL: http://www.hro.or.jp/iri.html	011(/1/)2343
食品	加工研究センター	江別市文京台緑町589番地4	011(387)4132
文田	/VE-149/1/11 G V /	URL: http://www.hro.or.jp/list/industrial/research/food/index.html	011(307)1132

## ■地域産業支援機関

団体名	所在地	電話番号
(公財)函館地域産業振興財団	函館市桔梗町379番地	0138(34)2600
	<pre>URL : http://www.techakodate.or.jp/</pre>	
(公財)道央産業振興財団	苫小牧市字柏原32番地の27	0144(51)2770
	URL: <a href="http://dohgi.tomakomai.or.jp/">http://dohgi.tomakomai.or.jp/</a>	
(公財) 室蘭テクノセンター	室蘭市東町4丁目28番1号	0143(45)1188
	URL: <a href="http://www.murotech.or.jp/">http://www.murotech.or.jp/</a>	
(一財)旭川産業創造プラザ	旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号	0166(68)2820
	URL: <a href="http://www.arc-net.co.jp/">http://www.arc-net.co.jp/</a>	
(一社)北見工業技術センター運営協会	北見市東三輪5丁目1番地4	0157(31)2705
	URL: <a href="http://www.kitami-itc.or.jp/">http://www.kitami-itc.or.jp/</a>	
(公財)とかち財団	带広市西22条北2丁目23-9	0155(38)8808
	<pre>URL : http://tokachi-zaidan.jp/index.php</pre>	
(公財) 釧路根室圏産業技術振興センター	釧路市鳥取南7丁目2番23号	0154(55)5121
	<pre>URL : http://www.senkon-itc.jp/</pre>	

■道内の高等技術専門学院・障害者職業能力開発校

学院名	所在地	電話番号
札幌高等技術専門学院	札幌市東区北27条東16丁目1番1号	011(781)5541
	<pre>URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sps/</pre>	
函館高等技術専門学院	函館市桔梗町435番地	0138(47)1121
	<pre>URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/hks/</pre>	
旭川高等技術専門学院	旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	0166(65)6667
	<pre>URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ahs/</pre>	
稚内分校	稚内市末広4丁目2番27号(宗谷合同庁舎内)	0162(33)2636
北見高等技術専門学院	北見市末広町356番地1	0157(24)8024
	<pre>URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kts/</pre>	
室蘭高等技術専門学院	室蘭市みゆき町2丁目9番5号	0143(44)3522
	<pre>URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/mrs/</pre>	
苫小牧高等技術専門学院	苫小牧市新開町4丁目6番10号	0144(55)7007
	<pre>URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/tms/</pre>	
带広高等技術専門学院	带広市西24条北2丁目18番地1	0155(37)2319
	<pre>URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ois/</pre>	
釧路高等技術専門学院	釧路市大楽毛南1丁目2番51号	0154(57)8011
	<pre>URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kss/</pre>	
障害者職業能力開発校	砂川市焼山60番地	0125(52)2774
	URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssk/	

## ■その他関係機関

団体名	所在地	電話番号
北海道信用保証協会	札幌市中央区大通西14丁目1番地	011(241)5554
	URL: http://www.cgc-hokkaido.or.jp/	
北海道商工会連合会	札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル4階	011(251)0102
	URL: <a href="http://www.do-shokoren.or.jp/">http://www.do-shokoren.or.jp/</a>	
北海道中小企業団体中央会	札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル3階	011(231)1919
	URL: <a href="https://www.h-chuokai.or.jp/">https://www.h-chuokai.or.jp/</a>	
ジョブカフェ北海道	札幌市中央区北4条西5丁目大樹生命札幌共同ビル7階	011(209)4510
	URL: http://www.jobcafe-h.jp/	
[地方拠点]		
ジョブカフェ・ジョブサロン函館	函館市梁川町10-25 テーオーデパート6階	0138(31)6060
ジョブカフェ・ジョブサロン旭川	旭川市2条通7丁目 マルカツデパート5階 旭川まちなかしごとプラザ内	0166(26)8808
ジョブカフェ・ジョブサロン釧路	釧路市錦町2-4 釧路フィッシャーマンズワーフM002階(EGG側)	0154(24)2122
ジョブカフェ・ジョブサロン帯広	帯広市西2条南12丁目 JR帯広駅エスタ東館2階	0155(26)2130
ジョブカフェ・ジョブサロン北見	北見市北2条西3丁目ナップスビル1階 ジョブサポートきたみ内	0157(25)1544
北海道職業能力開発協会	札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2	011(825)2385
	URL: <a href="https://www.h-syokunou.or.jp/">https://www.h-syokunou.or.jp/</a>	
(一財)電源地域振興センター	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3-3 堀留中央ビル7階	03(6372)7305
地域振興部 振興業務課	URL: https://www2.dengen.or.jp/	